

昭和四十二年法律第三十五号

登録免許税法
（明治二十九年法律第二十七号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条～第八条）

第二章 課税標準及び税率（第九条～第二十条）

第三章 納付及び還付

第一節 納付（第二十一条～第三十条）

第二節 還付（第三十一条～第三十五条）

第四章 雜則（第三十二条～第三十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

この法律は、登録免許税について、課税の範囲、納税義務者、課税標準、税率、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（課税の範囲）

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下「登記等」という。）について課する。

第三条 登記等を受ける者は、この法律により登録免許税を納める義務がある。この場合において、当該登記等を受ける者が二人以上あるときは、これらの者は、連帶して登録免許税を納付する義務を負う。

（公共法人等が受ける登記等の非課税）

第四条 国及び別表第一に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。

第五条 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けた登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの方に掲げる登記又は登録に該当することを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。登記免許税を課さない。

第六条 別表第二に掲げる者がこれらの方に代位してする登記又は登録（以下同じ。）

一、國又は別表第二に掲げる者がこれらの方に代位してする登記又は登録（以下同じ。）

二、登記機関（登記官又は登記以外の登記等をする官庁若しくは団体の長をいう。以下同じ。）

三、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二編第九章第二節（特別清算）の規定による株式会社の特別清算（同節の規定を同法第八百二十二条第三項（日本にある外国会社の財産についての清算）において準用する場合における同条第一項の規定による日本にある外国会社の財産についての清算を含む。）に関する登記又は登録

四、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項又は第四条（住居表示の実施手続等）の規定による住居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

五、行政区画、郡、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更（その変更に伴う地番の変更及び次号に規定する事業の施行に伴う地番の変更を含む。）に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

六、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第一項（定義）に規定する土地改良事業又は土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一条第一項（定義）に規定する土地区画整理事業の施行のため必要な土地又は建物に係る登記（政令で定めるものを除く。）

七 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号（定義）に規定する市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第四号（定義）に規定する住宅街区整備事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第五号（定義）に規定する防災街区整備事業の施行のため必要な土地又は建物（当該住宅街区整備事業に係る土地又は建物にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第十七条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の特例）の規定により大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地又は建物を除く。）に関する登記（政令で定めるものを除く。）

八 土地調査法（昭和二十六年法律第一百八十号）第三十二条の二第一項（代位登記）の規定による土地に関する登記

九 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）

第十四条第二項（登記）（同法第二十三条第二項（旧慣使用林野整備の効果等）において準用する場合を含む。）の規定による土地に関する登記

十 墓地に関する登記

十一 滯納処分（その例による処分を含む。）に関する登記又は登録（換価による権利の移転の登記又は登録を除くものとし、滯納処分の例により処分するものとされている担保に係る登記又は登録の抹消を含む。）

十二 登記機関の過誤による登記若しくは登録又はその抹消があつた場合の当該登記若しくは登録の抹消若しくは更正又は抹消した登記若しくは登録の回復の登記若しくは登録登記又は登録の抹消を含む。）

十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは事業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第三十三号から第二百六十号までに掲げる登記、特許、免許、許可、認可、認定又は指定を引き続いて受ける場合における当該登記、特許、免許、許可、認可、認定又は指定

十四 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第九条第一項（名称等）又は第二十九条第五項（公益認定の取消し）の規定による一般社団法人若しくは一般財團法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人の名称の変更の登記

（外国公館等の非課税）

第五条 外国政府が当該外国の大使館、公使館又は領事館その他これらに準ずる施設（次項において「大使館等」という。）の敷地又は建物に関して受ける登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

第六条 前項の規定は、同項の外国が、その国において日本国の大使館等の敷地又は建物に関する登記若しくは登録又はこれらに準ずる行為について課する租税を免除する場合に限り、適用する。

第七条 信託による財産権の移転の登記又は登録で次の各号のいずれかに該当するものについては、登録免許税を課さない。

一、委託者から受託者に信託のために財産を移す場合における財産権の登記又は登録

二、信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託の信託財産を受託者から当該受益者（当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。）に移す場合における財産権の移転の登記又は登録

三、受託者の変更に伴い受託者であつた者から新たな受託者に信託財産を移す場合における財産の移転の登記又は登録

二 信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合であつて、かつ、当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である場合において、当該受益者が当該信託の効力が生じた時における委託者の相続人（当該委託者が合併により消滅した場合にあつては、当

該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人)であるときは、当該信託による財産の移転の登記又は登録を相続(当該受益者が当該存続する法人又は当該設立された法人である場合にあつては、合併)による財産の移転の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

(納税地)

第八条 登録免許税の納税地は、納税義務者が受ける登記等の事務をつかさどる登記所その他の官署又は団体(以下「登記官署等」という。)の所在地(第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付する場合にあつては、政令で定める場所)とする。

2 第二十九条第一項若しくは第四項の規定により徴収すべき登録免許税又は国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十六条第一項(還付)に規定する過誤納金に係る登録免許税の納税地は、前項の規定にかかわらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいづれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一 この法律の施行地(以下「国内」という。)に住所を有する個人である場合

二 国内に住所を有せず居所を有する個人である場合

三 国内に本店又は主たる事務所を有する法人である場合

四 前三号に掲げる場合を除き、国内に事務所、営業所その他これらに準ずるものと有する者である場合

五 前各号に掲げる場合以外の場合

政令で定める場所

(課税標準及び税率)

(課税標準及び税率)

第九条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

(不動産等の価額)

第十一条 別表第一第一号、第二号又は第四号から第四号の四までに掲げる不動産、船舶、ダム使用権、公共施設等運営権、樹木採取権又は漁港水面施設運営権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産、船舶、ダム使用権、公共施設等運営権、樹木採取権又は漁港水面施設運営権(以下この項において「不動産等」という。)の価額は、当該登記又は登録の時における不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上に所有権以外の権利その他処分の制限が存するときは、当該権利その他処分の制限がないものとした場合の価額による。

2 前項に規定する登記又は登録をする場合において、当該登記又は登録が別表第一第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶の所有権の持分の取得に係るものであるときは、当該不動産又は船舶の価額は、当該不動産又は船舶の同項の規定による価額に当該持分の割合を乗じて計算した金額による。

3 前項の規定は、所有権以外の権利の持分の取得に係る登記又は登録についての課税標準の額の計算について準用する。

(一定の債権金額がない場合の課税標準)

第十二条 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時ににおける当該登記又は登録に係る債権の価額又は处分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財團、鉱業財團、漁業財團、港湾運送事業財團、道路交通事業財團、自動車交通事業財團、観光施設財團、企業担保権、鉄道財團、軌道財團、運河財團、鉱業権、特定鉱業権、著作権、出版権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配線利用権、育成者権、漁業権、ダム使用権、公共施設等運営権、樹木採取権又は漁港水面施設運営権に関する権利(以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。)の価額をもつて債権金額とみなす。

2 前項の規定は、前項の不動産等に関する権利の価額について準用する。

(債権金額等の増額に係る変更の登記の場合の課税標準)

第十二条 先取特権、質権又は抵当権につき工事費用の予算金額、債権金額又は極度金額を増加する登記又は登録は、その増加する部分の工事費用の予算金額、債権金額又は極度金額についての支払金額についての予定された損害賠償額の支払の登録とみなして、この法律の規定を適用する。

(共同担保の登記等の場合の課税標準及び税率)

第十三条 一の登記官署等において、同時の申請(官庁又は公署の嘱託を含む。次項において同じ。)により同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権の保存若しくは設定、移転又は信託の登記又は登録(以下この条において「抵当権等の設定登記等」という。)を受ける場合には、これらの抵当権等の設定登記等を「の抵当権等の設定登記等とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、当該抵当権等の設定登記等に係る不動産等に関する権利の種類の別により別表第一に掲げる税率が異なるときは、そのうち最も低い税率をもつて当該抵当権等の設定登記等の登録免許税の税率とする。

2 同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする抵当権等の設定登記等を受ける場合において、当該抵当権等の設定登記等の申請が最初の申請以外のものであるときは、当該抵当権等の設定登記等に係る登録免許税の課税標準及び税率は、当該抵当権等の設定登記等がこの項の規定に該当することを証する財務省令で定める書類を添付して当該抵当権等の設定登記等の申請をするものに限り、当該抵当権等の設定登記等に係る不動産等に関する権利の件数一件につき千五百円とする。

(担保付社債の抵当権の設定の登記等に係る課税の特例)

第十四条 担保付社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの抵当権の設定の登記又は登録については、登録免許税を課さない。この場合には、当該担保付社債につき担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第六十三条第一項(分割発行の場合の社債発行に関する登記)の規定によつてする登記又は鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)第三十条ノニ第二項(数回に分けて発行する担保付社債の登録)の規定によつてする登録を抵当権の設定の登記又は登録とみなし、かつ、その回の当該担保付社債の金額の合計額を債権金額とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある担保付社債の抵当権の移転の登記又は登録に係る登録免許税の課税標準は、当該登記又は登録の申請前に発行された当該担保付社債の金額の合計額とする。この場合において、当該担保付社債の金額がないときは、当該登録免許税の課税標準及び税率は、当該登記又は登録に係る不動産等に関する権利の件数一件につき千五百円とする。

3 前二項の規定は、担保付社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの企業担保権の設定又は移転の登記について準用する。

(課税標準の金額の端数計算)

第十五条 別表第一に掲げる登記又は登録に係る課税標準の金額を計算する場合において、その全額が千円に満たないときは、これを千円とする。

第十六条 別表第一に掲げる登記に係る課税標準の数量を計算する場合には、次に定めるところによる。

一 别表第一第三号に掲げる航空機の重量は、航空機の自重トン数により、当該トン数に一トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該トン数が一トンに満たないときは、これを一トンとする。

二 別表第一第二十号に掲げる鉱区若しくは租鉱区又は同表第二十二号に掲げる共同開発鉱区の面積に十万平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該面積が十万平方メートルに満たないときは、これを十万平方メートルとする。

第十七条 別表第一第一号（十二）イからへまでに掲げる仮登記がされている同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、配偶者居住権の設定の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産についての当該登記の同号の税率欄に掲げる割合から次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を控除した割合とする。

所有権の保存の登記

所有権の相続（相続人に対する遺贈を含む。以下同じ。）又は法人の合併による移転の登記（その共有物について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下同じ。）の分割による移転の登記

所有権のその他の原因による移転の登記

地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記

地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記

地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利（その共有に係る権利について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下同じ。）の分割による移転の登記

地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記

地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利（その共有に係る権利について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下同じ。）の分割による移転の登記

（事業協同組合等が組織変更等により受ける設立登記の税額）

第十七条の二 事業協同組合、企業組合その他の政令で定める者が、その組織を変更して株式会社若しくは合同会社となる場合又は分割により新たに株式会社若しくは合同会社を設立する場合における組織変更又は分割による株式会社若しくは合同会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、税率を千分の七として計算した金額（株式会社の設立の場合において当該金額が十五万円に満たないときは十五万円とし、合同会社の設立の場合において当該金額が六万円に満たないときは六万円とする。）とする。

（特例有限公司の通常の株式会社への移行の登記）

第十七条の三 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律（平成十七年法律第八十七号）第四十六条（特例有限公司の通常の株式会社への移行の登記）の規定による株式会社の設立の登記は、別表第一第二十四号（一）ホに掲げる組織変更による株式会社の設立の登記とみなして、この法律の規定を適用する。

（二以上の登記等を受ける場合の税額）

第十九条 別表第一に掲げる登記又は登録につき同表に応じ同表に掲げる税率を適用して計算した金額が千円に満たない場合には、当該登記又は登録に係る登録免許税の額は、千円とする。

第二十条 この章に定めるもののほか、登録免許税の課税標準及び税額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 納付及び還付

第一節 納付

（現金納付）登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書（当該登記等を受ける者が当該登記等に係る登記官署等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該登記等の申請又は嘱託をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して当該登記等の申請を行う場合には、当該登記等に係る登記機関の定める書類。第二十六条及び第三十一条第二項を除き、以下同じ。）に貼り付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

（印紙納付）（嘱託登記等の場合の納付）

第二十二条 登記等（第二十四条第一項に規定する免許等を除く。）を受ける者は、当該登記等に該当するべき登記免許税の額が三万円以下である場合その他政令で定める場合には、当該登記免許税の額に相当する登記免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書とにより、国に納付することができる。

（嘱託登記等の場合の納付）

（二）官庁又は公署が別表第一第一号から第三十一号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登記免許税の額に相当する登記免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書（当該官庁又は公署が電子情報処理組織を使用して当該登記等の嘱託を行なう場合には、当該登記等に係る登記機関の定める書類。第二十五条及び第三十一条第三項において同じ。）に貼り付けて登記官署等に提出するものとする。

（前項の場合において、登記免許税の額が二万円以下であるときは、登記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は公署に対し、当該登記免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登記免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署は、当該印紙を同項に規定する登記等の嘱託書に貼り付けて登記官署等に提出するものとする。（免許等の場合の納付の特例）

第二十四条 別表第一に掲げる登記、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明で政令で定めるもの（以下この章において「免許等」という。）につき課されるべき登記免許税について

は、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類に貼り付けて登記官署等に提出しなければならない。
 2 免許等に係る登記機関は、当該免許等に係る前項の登録免許税の納付の期限及び書類を定めなければならぬ。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

(電子情報処理組織を使用する方法等による納付の特例)

第二十四条の二 登記等を受ける者又は次条第一項の規定による委託を受けた納付受託者（第二十四条第一項に規定する納付受託者をいう。次条において同じ。）は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税又は当該委託を受けた登録免許税を、第二十一条から前条までの規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものにより国に納付することができる。ただし、登記機関が当該財務省令で定める方法による当該登録免許税の額の納付の事実を確認することができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

2 免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を前項に規定する財務省令で定める方法により国に納付する場合には、当該免許等に係る登記機関は、当該免許等につき課されるべき登録免許税の納付の期限を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

(納付受託者に対する納付の委託)

第二十四条の三 登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して納付受託者に対する通知で財務省令で定めるものに基づき納付しようとするときは、当該納付受託者に納付を委託することができる。

2 前項の規定により免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税の納付を委託する場合における前条第二項の規定の適用については、同項中「納付の」とあるのは、「納付

3 登記等を受ける者が第一項の通知に基づき登録免許税を納付しようとする場合において、納付受託者が当該登録免許税の納付の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に当該登録免許税の納付があつたものとみなして、国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

(納付受託者)

第二十四条の四 登録免許税の納付に関する事務（以下この項及び第二十四条の六第一項において「納付事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として登記等を所管する省庁の長（以下「所管省庁の長」という。）は、当該登記等を受ける者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

2 所管省庁の長は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他財務省令で定める事項を公示しなければならない。

3 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を所管省庁の長に届け出なければならない。

4 所管省庁の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(納付受託者の納付)

第二十四条の五 納付受託者は、第二十四条の三第一項の規定による委託を受けたときは、政令で定める日までに当該委託を受けた登録免許税を国に納付しなければならない。

2 納付受託者は、第二十四条の三第一項の規定による委託を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及びその年月日を当該委託に係る所管省庁の長に報告しなければならない。

(納付受託者の帳簿保存等の義務)

第二十四条の六 紳付受託者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 所管省庁の長は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、財務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3 所管省庁の長は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(納付受託者の指定の取消し)

第二十四条の七 所管省庁の長は、第二十四条の四第一項の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

1 第二十四条の四第一項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

2 第二十四条の五第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

3

4

5

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 所管省庁の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(納付の確認)

第二十五条 登記機関は、登記等をするとき（第二十四条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合及び第二十四条の二第二項の納付の期限が免許等をした日後である場合並びに納付受託者が第二十四条の三第一項の規定による委託を受けた場合にあつては、財務省令で定めるとき）は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第二十二条、第二十三条第二項又は次条第三項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（当該登記等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては、当該登記等の嘱託書）の紙面と印紙の彩紋とにかけて判明に消印しなければならない。

(課税標準及び税額の認定)

第二十六条 登記機関は、登記等の申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合にあつては、当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。次項及び第四項において同じ。）に記載された当該登記等に係る登録免許税の課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額が国税に関する法律の規定に従つていなかつたとき、その他該課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額がその調査したところと異なるときは、その調査したところにより認定した課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額を当該登記等を受ける者に通知するものとする。ただし、他の法令の規定により当該登記等の申請を却下するときは、この限りでない。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等を受けることをやめる場合を除き、遅滞なく、当該通知を受けた登録免許税の額と当該登記等の申請書に記載された登録免許税の額との差

額に相当する登録免許税を国に納付し、その納付に係る領收証書を当該通知に係る登記官署等に提出しなければならない。

3 前項の場合において、第一項の通知に係る登録免許税が免許等以外の登記等に係るものであり、かつ、当該通知をした登記機関が認めるときは、前項に規定する登記等を受ける者は、遅滞なく、同項に規定する差額に相当する金額の印紙を当該通知に係る登記官署等に提出することにより、当該差額に相当する登録免許税を国に納付することができる。

4 第二項の場合において、第一項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等の申請書に記載された登録免許税を第二十四条の二第一項に規定する方法により納付しているときは、第二項に規定する差額に相当する登録免許税を当該通知に係る登記官署等に提出することにより、当該差額に相当する登録免許税を国に納付することができる。

(納期限)

第二十七条 登録免許税を納付すべき期限は、次の各号に掲げる登録免許税の区分に応じ、当該各号に定める時又は期限とする。

1 次号に掲げる登録免許税以外の登録免許税 当該登録免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

2 免許等に係る登録免許税で当該登録免許税に係る第二十四条第一項又は第二十四条の二第二項(第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の期限が当該登録免許税の納付の基因となる免許等を受ける日後であるもの 当該期限

第二十八条 登記機関は、登録免許税の納期限後において登記等を受けた者が第二十一条から第二十三条まで(第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十四条、第二十四条の二第一項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事實を知つたときは、第三項の規定の適用がある場合を除き、遅滞なく、当該登記等を受けた者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならない。

2 前項の通知は、登記等を受けた者が一人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者(当該登記等が登記又は登録の権利者及び義務者の申請に係るものである場合には、当該権利者のうちから選定した者)の同項の納税地の所轄税務署長にするものとする。

3 登記機関は、登録免許税の納期限(第二十四条の五第一項に規定する政令で定める日が当該納期限後に到来する場合には、当該政令で定める日)後において、納付受託者が第二十四条の三第一項の規定による委託を受けた登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事實を知つたときは、遅滞なく、当該納付受託者の住所又は事務所の所在地の所轄税務署長に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならない。(税務署長による徵収)

第二十九条 税務署長は、前条第一項の通知を受けた場合には、当該通知に係る同項に規定する納付していない登録免許税を当該通知に係る登記等を受けた者から徵収する。

2 税務署長は、前条第三項の通知を受けた場合には、国税の保証人に関する徵収の例により当該通知に係る同項に規定する納付していない登録免許税を当該通知に係る納付受託者から徵収する。

3 税務署長は、第二十四条の五第一項の規定により納付受託者が納付すべき登録免許税については、当該納付受託者に対して国税通則法第四十条(滞納処分)の規定による処分をしてもなお徵収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該登録免許税に係る登記等を受けた者から徵収することができない。

4 税務署長は、第一項に規定する場合のほか、登記等を受けた者が第二十一条から第二十三条まで(第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十四条、第二十四条の二第一項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税を当該通知に係る登記等を受けた者が第二十一条から第二十三条まで(第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十四条、第二十四条の二第一項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税を当該通知に係る登記等を受けた者が第二十一条から第二十三条まで(第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十四条、第二十四条の二第一項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税を当該通知に係る登記等を受けた者が第二十一条から第二十三条まで(第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十四条、第二十四条の二第一項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登記等の申請書に記載された登録免許税を納付した者が当該登記等の申請書に記載された登録免許税を納付した日(第二十四条の三第一項の規定により当該登録免許税の納付の委託をした者があつては、当該納付の委託をした日。次項において同じ。)から六月を経過する日までに、政

免許税の額の全部又は一部を納付していない事實を知つた場合には、当該納付していない登録免許税をその者から徵収する。

第三十条 この節に定めるもののほか、登録免許税の納付の手続その他この節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 還付

(過誤納金の還付等)

第三十一条 登記機関は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、当該各号に定める登録免許税の額その他政令で定める事項を登記等の申請をした者又は登記等を受けた者(これらの者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者)の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

1 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請が却下された場合(第四項において準用する第三項の証明をする場合を除く。)当該納付された登録免許税の額

2 登録免許税を納付して登記等の申請の取下げがあつた場合(第三項の証明をする場合を除く。)当該納付された登録免許税の額

3 過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合 当該過大に納付した登録免許税の額

4 登記等を受けた者は、当該登記等の申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。)に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、登録免許税の過誤納があるときは、当該登記等を受けた日(当該登記等が免許等である場合において、当該免許等に係る第二十四条第一項又は第二十四条の二第二項(第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する期限が当該免許等をした日後であるときは、当該期限から五年を経過する日までに、政令で定めるところにより、その旨を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることができる。

5 登記機関は、登記等を受ける者から登記等の申請の取下げにあわせて、当該登記等の申請書(当該登記等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては当該登記等に係る登記機関の定める書類とする。次項において同じ。)に貼り付けられた登録免許税の領收証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該取下げの日から一年以内に再使用したい旨の申出があつたときは、政令で定めるところにより、当該領收証書又は印紙につき再使用することができる証明をすることができる。この場合には、第五項の申出があつたときを除き、当該証明を受けた領收証書又は印紙に係る登録免許税は、還付しない。

6 前項の規定は、登記機関が、登記等の却下に伴い当該登記等の申請書を当該申請者に返付する場合において、当該申請書に貼り付けられた登録免許税の領收証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該却下の日から一年以内に再使用させることを適当と認めるときについて準用する。

5 第三項(前項において準用する場合を含む。)の証明を受けた者は、当該証明に係る領收証書又は印紙を再使用しないこととなつたときは、当該証明をした登記機関に対し、当該証明のあつた日から一年を経過した日までに、政令で定めるところにより、当該証明を無効とするとともに、当該領收証書で納付した登録免許税又は当該印紙の額に相当する登録免許税の還付を受けた旨の申出をすることができる。この場合において、当該申出があつたときは、当該申出を新たに登記等の申請の却下又は取下げとみなして第一項の規定を適用する。

6 第二十四条の二第二項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該登録免許税の納付に係る登記等を受けることをやめる場合には、当該登記免許税を納付した者は、当該納付した日(第二十四条の三第一項の規定により当該登記免許税の納付の委託をした者があつては、当該納付の委託をした日。次項において同じ。)から六月を経過する日までに、政

令で定めるところによりその旨を登記機関に申し出て、当該登録免許税の額その他政令で定める事項を当該登録免許税を納付した者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納稅地の所轄税務署長に対し通知をすべき旨の請求をすることができる。

第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該納付した日から六月を経過する日までに当該登録免許税の納付に係る登記等の申請をしなかつた場合には、前項の請求があつたものとみなす。

登録免許税の過誤納金に対する国税通則法第五十六条から第五十八条まで（還付・充当・還付加算金）の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に納付があつたものとみなす。ただし、当該各号（第二号を除く。）に掲げる場合のいづれかに該当する場合の登録免許税に係る過誤納金のうち当該各号に定める日後に納付された登録免許税の額に相当する部分については、この限りでない。

登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請を却下した場合（第四項において準用する第三項の証明をした場合を除く。）当該却下した日

二 第五項の申出があつた場合 当該申出があつた日

三 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつた場合（第三項の証明をした場合を除く。）当該取下げがあつた日

四 過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合 当該登記等を受けた日（当該登記等が免許等である場合において、当該免許等を受けた日が当該免許等に係る第二十七条第二号に定める期限前であるときは、当該期限）

五 第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該登録免許税の納付の基因となる登記等の申請をしなかつた場合 第六項の申出があつた日（同項の申出がなかつた場合には、前項に規定する六月を経過する日）

（通知） 第四章 雜則

第三十二条 削除
(変更の届出に係る登録が新たな登録とみなされる場合の当該届出の取扱い)

第三十三条 削除
(変更の届出に係る登録が新たな登録とみなされる場合の当該届出の取扱い)

第三十四条 別表第一 第百三十九号 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可

第三十四条の二 別表第一 第八十一号の規定により職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）による登録のうち別表第一第三十七号の規定により同法第二百七十六条（登録）の特定保険募集人の登録とみなされるものに係る同法第二百八十一条第一項第一号の規定による届出については、これを当該登録に係る申請とみなして、この法律の規定を適用する。

（認定が一般貨物自動車運送事業の許可等とみなされる場合の取扱い）

第三十四条の三 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第七条第一項（福島復興再生計画の認定）に規定する福島復興再生計画の同条第十四項の認定（同法第七十七条の二第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の変更の認定を適用する。（認定が一般貨物自動車運送事業の許可等とみなされる場合の取扱い）

第三十四条の三 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第七条第一項（福島復興再生計画の認定）に規定する福島復興再生計画の同条第十四項の認定（同法第七十七条の二第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の変更の認定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における同法第二十七条の二第三項の同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

第三十四条の四 別表第一 第百四十号 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第三条（登録）の倉庫業の登録又は同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録（認定が旅行業者代理業の登録とみなされる場合の取扱い）

第三十四条の四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第二百八十九号）第十二条第一項（産業振興促進計画の認定）に規定する産業振興促進計画の同条第八項（同法第十三条第二項（認定産業振興促進計画の変更）において準用する場合を含む。）の認定が別表第一第一百四十二号の規定により旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条（登録）の旅行業者代理業の登録とみなされる場合における奄美群島振興開発特別措置法第十二条第五項の同意をした者については、当該産業振興促進計画第十二条第五項の同意をした者に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

2 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十二条第一項（産業振興促進計画の認定）に規定する産業振興促進計画の同条第八項（同法第十三条第二項（認定産業振興促進計画の変更）において準用する場合を含む。）の認定が別表第一第一百四十二号の規定により旅行業法第三条の旅行業者代理業の登録とみなされる場合における小笠原諸島振興開発特別措置法第十二条第五項の同意をした者については、当該産業振興促進計画に係る同条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

（認定等が鉄道事業の許可等とみなされる場合の取扱い）

第三十四条の五 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の二第一項（地域旅客運送サービス継続事業の実施）に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画の同法第二十七条の三第二項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の認定若しくは同法第二十七条の十四第一項（地域公共交通利便増進事業の実施）（同法第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の適用）において準用する場合を含む。）に規定する地域公共交通利便増進実施計画の同法第二十七条の十第一項（交通手段再構築実証事業計画の作成）に規定する交通手段再構築実証事業計画の同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による公表が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における同法第二十七条の二第三項の同意をした者若しくは同法第二十七条の三第一項の規定による申請若しくは当該地域旅客運送サービス継続実施計画に係る同法第二十七条の三第一項の規定による申請若しくは当該地域公共交通利便増進実施計画に係る同法第二十七条の十五第一項の規定による申請又は当該交通手段再構築実証事業計画に係る同法第二十七条の四第四項の規定による協議の申出を、これらの同意をした者若しくは協定締結実施主体又は実施主体の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

一 別表第一 第百二十五号 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可

二 別表第一 第百三十九号 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録、同法第二十条（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第二十五条第一項（事業計画及び集配事業計画）の事業計画の変更の認可、同法第三十五条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第三十九条第一項（変更登録等）の変更登録又は同法第四十五条第一項（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第四十六条第二項（事業計画）の事業計画の変更の認可

一 別表第一 第百二十号 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項（許可）の
第一種鉄道事業、第二種鉄道事業若しくは第三種鉄道事業の許可又は軌道法（大正十年法律第
七十六号）第三条（事業の特許）の軌道事業の特許

二 別表第一 第百二十五号 道路運送法（昭和二十六年法律第一百八十三号）第四条第一項（事業
旅客自動車運送事業の許可）の一般旅客自動車運送事業の許可又は同法第十五条第一項（事業
計画の変更）の事業計画の変更の認可

三 別表第一 第百二十五号の三 道路運送法第七十九条（登録）の自家用有償旅客運送者の登録
又は同法第七十九条の七第一項（変更登録等）の変更登録

四 別表第一 第百三十三号 海上運送法（昭和二十四年法律第一百八十七号）第三条第一項（一般
旅客定期航路事業の許可）の一般旅客定期航路事業の許可

（電子情報処理組織等を使用した登記等の申請等）

第五条 登記等を受ける者は、当該登記等の申請又は嘱託は、書面により行われたものとみな
して、この法律その他登録免許税に関する法令の規定を適用する。

2 前項に規定する場合において、第四条第二項に規定する財務省令で定める書類の添付の方法そ
の他前項の規定の適用に關し必要な事項は、財務省令で定める。

3 登記を受ける者は官庁若しくは公署が不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八
条（申請の方法）（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により磁気ディスクを提出し
て登記の申請又は嘱託を行つた場合には、当該登記の申請又は嘱託（当該磁気ディスクに係る部
分に限る。）は、書面により行われたものとみなして、この法律その他登録免許税に関する法令
の規定を適用する。

4 前項の場合（登記の申請に必要な情報の全部を記録した磁気ディスクを提出して登記の申請又
は嘱託を行つた場合を含む。）において、当該登記につき課されるべき登録免許税の額に相当す
る登録免許税を第二十一条から第二十三条までの規定により国に納付するときは、第二十一条中
「当該登記等に係る登記官署等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該
登記等の申請又は嘱託をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処
理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して」とあり、及び第二十三条第一項中「電
子情報処理組織を使用して」とあるのは、「磁気ディスクを提出して」と読み替えて適用するも
のとする。

5 第二項の規定は、第三項に規定する場合について準用する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行す
る。

（経過規定の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の登録免許法（以下「新法」という。）
の規定は、昭和四十二年八月一日以後に受ける登記等につき課されるべき登録免許税について適
用し、同日前に受けた登記等につき課した又は課すべきであつた登録税については、なお従前の
例による。

（建物の床面積の増加に係る登記の登録税の免除）

第三条 所有权の登記のある建物につき昭和四十二年七月三十一日以前に受ける床面積の増加に係
る登記の登録税は、同年八月一日以後最初に当該建物について権利に關する登記の申請（官庁又
は公署の嘱託を含む。以下同じ。）をするときは、前条の規定にかかわらず、納付することを要
しない。

（不服申立て等に係る免許等についての課税の特例）

第六条 前条の規定の適用がある場合を除き、同条に規定する登記等の申請をした者が昭和四十二
年七月三十一日以前に当該申請に係る処分を受けたことにより不服申立て又は訴えの提起をして
いない。

いる場合において、当該不服申立て又は訴えについての裁決又は判決により当該申請に係る登記
等を受けるときは、当該登記等について、登録免許税を課さない。

（不動産登記に係る不動産価額の特例）

第七条 新法別表第一の第一号に掲げる不動産の登記の場合における新法第十条第一項の課税標準
たる不動産の価額は、当分の間、当該登記の申請の日の属する年の前年十二月三十一日現在又は
当該申請の日の属する年の一月一日現在において地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）
第三百四十二条（固定資産税に関する用語の意義）に掲げる固定資産課税台帳に登録され
た当該不動産の価格を基礎として政令で定める価額によることができる。

（倉庫業法の改正に伴う許可に係る課税の特例）

第八条 倉庫業法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第一百十八号）附則第二項（経過規定）
に規定する倉庫業を営んでゐる者で同項の規定により倉庫業法第三条（営業の許可）の許可の申
請の手続をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第三十八条の（一）に掲げる倉庫業の許可
を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にか
かわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。

（経過措置の政令への委任）

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置
は、政令で定める。

附 則（昭和四二年七月一三日法律第五六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条及び附則第十三条から第三十一
条までの規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行す
る。

附 則（昭和四二年七月二〇日法律第七三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第三十一条までの規定は、
公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四二年七月二九日法律第九七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行す
る。

附 則（昭和四二年八月一日法律第一二一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
附 則（昭和四二年八月一日法律第一二二号）抄

附 則（昭和四二年八月一五日法律第一三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年八月一五日法律第一二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附 則（昭和四二年八月一五日法律第一三五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年八月一九日法律第一三八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年一二月一〇日法律第八六号）抄

<p>附 則（昭和四四年一二月一〇日法律第八六号）抄</p>	<p>附 則（昭和四三年五月一七日法律第五一号）抄</p> <p>（施行期日等）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。</p> <p>一から三まで 略</p> <p>四 目次の改正規定、第二十七条に一項を加える改正規定、第二十七条の次に一条を加える改正規定、第二十八条第三項の改正規定、第二十九条の四に一項を加える改正規定、第三十三条第一項の改正規定（同項中「第二十七条」の下に「第一項」を加える部分に限る。）、第五十条の改正規定、第五十二条の四に一項を加える改正規定、第五十二条の五を第五十二条の六とし、同条の前に一条を加える改正規定、第七十七条の改正規定（第二項に係る部分に限る。）、第八十七条の次に一条を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第五十二条の六とし、第七十七条に一章を加える改正規定、第七十七条の改正規定（第二項に係る部分に限る。）、第八十七条の次に一条を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び第九章の次に一章を加える改正規定並びに附則第十七条、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十六条及び附則第二十九条の規定 昭和四十五年十月一日）</p> <p>附 則（昭和四五年三月二八日法律第八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。</p> <p>附 則（昭和四五年四月一三日法律第一八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則（昭和四五年五月六日法律第四八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。</p> <p>附 則（昭和四五年五月一八日法律第六九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和四五五年五月二一〇日法律第七八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和四五五年五月二一〇日法律第八一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和四五五年五月二一〇日法律第八二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和四五五年五月二一〇日法律第八三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、昭和四六年一月一日から施行する。</p> <p>附 則（昭和四五六年一月一一日法律第九四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、昭和四六年一月一日から施行する。</p>
--------------------------------	---

<p>附 則（昭和四五五年五月二一〇日法律第一一号）抄</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十八条までの規定は、公</p>
---------------------------------	--

		(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則	(昭和四九年五月二九日法律第四三号) 抄	(施行期日)
1	この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。	1 (二)の法律は、昭和四九年五月一日起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(昭和四九年五月二日法律第四三号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(昭和四九年五月三一日法律第六二号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(昭和四九年六月一日起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(昭和五〇年六月一九日法律第四一号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(昭和五〇年七月一〇日法律第五七号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(昭和五〇年六月二十五日法律第四五号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和五〇年七月一一日法律第五九号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
附 則	(昭和五〇年七月一五日法律第六五号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(昭和五〇年七月一六日法律第六七号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(昭和五一年三月三一日法律第一一号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(昭和五一年三月三一日法律第一一号) 抄	(施行期日)
1	この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条に一項を加える改正規定及び別表第一中第三十三号の二を加える改正規定は、揮発油販売業法の施行の日から施行する。	1 この法律は、揮発油販売業法の施行の日から施行する。
2	この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の登録免許税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十二年五月一日以後に受ける新法第二条に規定する登記等(以下「登記等」といふ。)につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けた登記等につき課された又は課されるべきであつた登録免許税については、なお従前の例による。	2 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の登録免許税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十二年五月一日以後に受ける新法第二条に規定する登記等(以下「登記等」といふ。)につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けた登記等につき課された又は課されるべきであつた登録免許税については、なお従前の例による。
3	この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。	3 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。
附 則	(昭和五四年三月三〇日法律第五号) 抄	(施行期日)
1	この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。	1 この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。
附 則	(昭和五四年三月三〇日法律第五号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(昭和五四年三月三〇日法律第五号) 抄	(施行期日)
1	この法律は、民法(昭和五十四年法律第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。	1 この法律は、民法(昭和五十四年法律第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。
附 則	(昭和五四年一月二八日法律第七二号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
1	第一項の規定(同条中昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の規定にかかるわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。)	1 第一条の規定(同条中昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の規定にかかるわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。)
2	前項の事件に關し、執行官が受け手数料及び支払又は償還を受けける費用の額については、同項の規定にかかるわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。	2 前項の事件に關し、執行官が受け手数料及び支払又は償還を受けける費用の額については、同項の規定にかかるわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。
附 則	(昭和五四年一月二八日法律第七二号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

除く。）、第二条中国家公務員共済組合法第二十一条第一項第三号及び第八十八条の五第一項の改正規定、同法第九十八条第二項を削る改正規定、同法第一百条第三項、第二百二条第三項、第二百三十一条第四項及び第九項並びに附則第三条の二の改正規定、同条を附則第三条の三とし、附則第三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を附則第十四条の二とする改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十一條第二項、第四項、第六項及び第七項、第二十二条第二項、第三項及び第五項、第三十一条第二項から第五項まで、第三十三条並びに第四十五条第二項、第六項及び第七項の改正規定及び同法附則第六条の二第一項から第八項までの改正規定並びに附則第七条、第十二条、第十五条、第二十条、第二十二条及び第二十三条の規定（施行期日）

附 則（昭和五五年五月一〇日法律第五三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第三十六条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五五年五月三一日法律第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年一二月二七日法律第一一一号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年四月一五日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五六年五月二二日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五六年六月一一日法律第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和五六年六月一日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五六年六月二日法律第六四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五六年六月九日法律第七五号）

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中非訟事件手続法第百三十二条ノ一第一項の改正規定、第二条中担保附社債信託法第三十四条の改正規定、第三条、第四条及び第七条の規定、第八条中農業協同組合法第十五条第七項の改正規定、第十一条中国有財産法第二条第一項第六号の改正規定（「を含む。」）の下に、「新株引受権証券」を加える部分に限る。）、第十三条中中小企業等協同組合法第九条の人第五項の改正規定、第二十四条中信用金庫法第五十三条第三項の改正規定、第二十六条中会社更生法第二百五十七条第四項の改正規定、第三十一条中労働金庫法第五十八条第六項の改正規定、第四十一条中商業登記法第八十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第八十九条の改正規定並びに第四十五条及び第四十八条の規定は、商法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書の政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条

施行日前に行われた旧法第十九条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号に規定する事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧法第十九条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号の事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記についての前条の規定による改正後の登録免許税法第五条第六号の規定については、同号中「規定する事業」とあるのは、同規定する事業、同法附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開発公团法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)による改正前の農用地開発公团法第十九条第一項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号(業務の範囲)に規定する事業」とする。

附則 (昭和六三年五月二四日法律第六六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六三年五月三一日法律第七一号) 抄

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附則 (昭和六三年五月三一日法律第七二号) 抄

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附則 (昭和六三年五月三一日法律第七七号) 抄

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附則 (平成元年六月二八日法律第三一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年六月二八日法律第三九号) 抄

第一条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。

附則 (平成元年六月二八日法律第五二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年六月二八日法律第六一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年六月二八日法律第八二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年一一月一九日法律第八三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年一一月一九日法律第八六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年一一月二二日法律第八六号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第一条中国民年金法目次の改正規定、同法第七条から第九条まで、第四十五条、第九十五条の二及び第一百十一条の二の改正規定、同法第十章の章名の改正規定、同章第一節の節名の改正規定、同法第一百五十五条の前に款名を付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十六条の改正規定、同法第一百八十八条の次に一条及び款名を加える改正規定、同法第一百九十条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十五条の改正規定、同法第一百二十六条の次に款名を付する改正規定、同法第十章第二节、第三节及び第四节の節名を削る改正規定、同法第一百二十七条の改正規定、同条の次に一条及び款名を加える改正規定、同法第一百三十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十四条の改正規定、同条の次に一条及び款名を加える改正規定、同法第一百三十五条及び第一百三十七条の改正規定、同法第十章中第一百三十七条の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第一百三十八条の改正規定、同法第一百三十九条から第一百三十二条までの改正規定、同法第一百四十条から第一百四十二条までの改正規定、同法第十章第三节中同条の次に款名を付する改正規定、「第五節 罰則」を「第四節 罚則」に改める改正規定、同法第一百四十三条及び第一百四十五条から第一百四十八条までの改正規定並びに同法附則第五条、第六条及び第八条の改正規定並びに第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第四条、第五条第九号、第三十二条第七项及び第三十四条第四项の改正規定並びに附则第三条、第四条、第六条及び第十六条の規定、附则第十七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、附则第十八条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、附则第十九条及び第二十条の規定、附则第二十一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)並びに附则第二十二条の規定 平成三年四月一日

五 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

六 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

七 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

八 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

九 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十一 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十二 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十三 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十四 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十五 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十六 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十七 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十八 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十九 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十一 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十二 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十三 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十四 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十五 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十六 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十七 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十八 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十九 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三十 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三十一 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三十二 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三十三 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三十四 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三十五 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三十六 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三十七 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三十八 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三十九 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四十 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四十一 第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成六年六月二十九日法律第七七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成六年一一月九日法律第九五号) 抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年一一月一四日法律第一一六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

附 則 (平成七年四月二一日法律第七五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年四月二一日法律第七六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年五月八日法律第八四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成七年五月八日法律第八七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年五月八日法律第八七号抄
この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。

附 則 (平成七年六月七日法律第一〇六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年五月八日法律第一百五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年五月八日法律第一百五号抄
この法律は、保険業法の施行の日から施行する。

附 則 (平成八年五月二九日法律第五一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年六月一二日法律第六八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年六月一九日法律第八八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年二月一九日法律第一〇九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月一六日法律第一一〇九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年五月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月二九日法律第一一〇九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年五月二九日法律第一一〇九号抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年五月二九日法律第一一〇九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年五月二九日法律第一一〇九号抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年五月二九日法律第一一〇九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (その他の経過措置の政令への委任)
第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。
第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年五月二二日法律第五六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 目次の改正規定、第百七十五号の改正規定、第二編第四章第三節ノ二の次に一節を加える改正規定及び第四百四十四条の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定 平成九年十月一日

附 則 (平成九年五月四日法律第六八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年五月四日法律第六八号抄
この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則 (平成九年六月二〇日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成九年六月二〇日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一九日法律第一一二四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一九日法律第一一二四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年一二月一九日法律第一一二四号抄
この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一九日法律第一三二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年一二月一九日法律第一三二号抄
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一九日法律第一三二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年一二月一九日法律第一三二号抄
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一二〇年四月二二日法律第四二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一二〇年四月二二日法律第四二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一二〇年五月二九日法律第八三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一二〇年五月二九日法律第八三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一二〇年六月三日法律第九〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一二〇年六月三日法律第九〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第一百五号)の施行の日(平成十年九月一日)から施行する。

附 則
(平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄

第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

第一項中証券取引法第四章の次に一章を加える改正規定（第七十九条の二十九第一項に係る部分に限る。）並びに同法第二百八十九条第二項及び第四項の改正規定、第二十一条の規定、第二十二条中保険業法第二編第十章第二節第一款の改正規定（第二百六十五条の六に係る部分に限る。）、第二十三条の規定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、第四十二条、第五十八条、第二百三十六条、第二百四十四条、第二百四十三条、第二百四十七条、第二百四十九条、第二百五十八条、第二百六十四条、第二百八十七条（大蔵省設置法（昭和二十四年法律第二百四十四号）第四条第七十九号の改正規定を除く。）及び第二百八十八条から第二百九十条までの規定 平成十年七月一日（その他の経過措置の政令への委任）

第二百九十条 附則第二条から第二百四十六条まで、第二百五十三条、第二百六十九条及び前条に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

附則（平成一〇年一〇月一六日法律第三二号）抄

(施行期日) 第二三二〇云建土、企独再三云置云(立成一三云建

第二条 この法律による改正前の但書付土賣言託法、言託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行

等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、規約の独占の禁止及

法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主

用銀行法、貨物託付法、中小企業融資保証法、信用保証協会法、労動金庫法、自動車貿易償還法

障法 農業信用保証保険法 地震保険に関する法律 登録免許税法 金融機関の合併及び轉換に

險法、銀行法、資金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法

品投資ニ係る事業の規制ニ關する法律、国際的協力の下に規制薬物ニ係る不正行為を防ぐため

行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 特定債権等に係る

法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関

去津、日本恨丁去、恨丁寺朱殿の削没にこれら恨丁等に係る合併手続の寺列寧の合併する去

律
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律

の他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、こ

の簡素化に關する法律、金融機關の言及業務の兼管等に關する法律、私的占有の禁止上級公王取引の規制等の法律が制定された。

引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律等が水

組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行

(施行期日)	附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄
第一条 この法律は、平成十二年二月一日から施行する。	
附 則 (平成一一年五月二一日法律第四九号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成一一年五月二八日法律第五六号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。	
(登録免許税法の一一部改正に伴う経過措置)	
第二十六条 施行日前に行われた旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。	
二 新法附則第十三条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記についての前条の規定による改正後の登録免許税法第五条第六号の規定の適用については、同号中「土地改良事業」とあるのは、「土地改良事業、緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）附則第十三条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号、第二号若しくは第四号（業務の範囲）に規定する事業」とする。	
附 則 (平成一一年六月一一日法律第七一号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。	
附 則 (平成一一年六月一一日法律第七二号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	
一 略	
二 第一条、第二条、第七十二条、第七十六条の二、第七十七条、第一百条から第一百二条まで及び第一百四条から第七十条までの改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第一百八条から第一百四十四条から第一百七条までの改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第一百二十九条、第一百三十六条、第一百五十条及び第一百五十五条の二まで、第一百十二条及び第一百三十三条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第一百三十六条、第一百五十七条の二までの改正規定、同条を第百五十七条の三とし、第一百五十七条の次に一条を加える改正規定、第一百六十条の改正規定並びに附則第八条から第十二条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十一号の改正規定に限る。）及び第二十一条から第二十三条までの規定 平成十二年二月一日	
三 第二十四条、第二十五条及び別表の改正規定並びに次条から附則第六条まで及び附則第二十条（登録免許税法別表第一第二十三号の改正規定に限る。）の規定 平成十二年九月一日	
附 則 (平成一一年六月一一日法律第七三号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。	
附 則 (平成一一年六月一六日法律第七六号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成一一年五月二八日法律第五六号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十七条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成一一年五月二八日法律第五六号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。	
附 則 (平成一一年五月二八日法律第五六号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。	
附 則 (平成一一年五月二八日法律第五六号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。	
附 則 (平成一一年五月一七日法律第六七号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この法律は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。	
附 則 (平成一一年四月七日法律第三八号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。	
附 則 (平成一一年四月二六日法律第四九号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。	
附 則 (平成一一年五月一七日法律第六七号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成一一年五月二六日法律第八六号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成一一年五月三一日法律第九六号) 抄	
(施行期日)	

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

第二十一条（会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第二百六十九条第三項に係る部分（処分等の効力））

第四十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五十条 附則第二条から第十二条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則

（平成一二年五月三一日法律第九七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第六十四条 この法律（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（その他の経過措置の政令への委任）

第六十七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則

（平成一二年六月七日法律第一一七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則

（平成一二年六月七日法律第一一七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則

（平成一二年六月七日法律第一一七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則

（平成一二年六月七日法律第一一七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

（平成一二年六月八日法律第一四九号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

（平成一二年三月三〇日法律第六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から施行する。

第一条 附則

（平成一二年三月三十一日法律第六号）抄

三 第四条から第十条までの規定並びに附則第十九条、第二十条、第二十六条、第二十七条及び

第二十一条（会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第二百六十九条第三項に係る部分（除く。）の規定）

第二十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の規定の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附則

（平成一三年六月八日法律第四二号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則

（平成一三年六月一五日法律第五〇号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則

（平成一三年六月一九日法律第五五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則

（平成一三年六月一九日法律第八五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則

（平成一三年六月一九日法律第八七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

（平成一三年六月一九日法律第八八号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附則

（平成一三年六月一九日法律第九四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

（平成一三年六月一九日法律第一〇一号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附則

（平成一三年七月四日法律第一一七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から施行する。

第一条 附則

（平成一二年三月三十一日法律第六号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一三年一月二八日法律第一二九号) 抄
1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
(施行期日)
附 則 (平成一三年一月二二日法律第一五三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(处分、手続等に関する経過措置)

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしまふものとみなす。
(経過措置の政令への委任)

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年五月七日法律第三三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条並びに附則第七条、第八条、第十一條（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第二十三号（三）の改正規定に限る。）、第十二条及び第十三条（中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第二百六十号）第千三百十八条の改正規定に限る。）の規定 平成十五年八月一日
附 則 (平成一四年五月一〇日法律第三九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号) 抄
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年六月七日法律第六〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年六月七日法律第六〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月二六日法律第九三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略

第一条 (第二号に係る部分に限る。)、第六条並びに附則第六条、第七条、第九条（「及び第六条の規定による改正後の石油公團法第十九条第一号に掲げる公團所有資産の処分の業務」に係る部分に限る。）、第十六条（金属鉱業事業団に係る部分に限る。）及び第十八条（石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法附則に一項を加える改正規定を除く。）から第二十条までの規定、附則第二十二条、第二十三条及び第二十五条から第二十七条までの規定（これらの規定中金属鉱業事業団に係る部分に限る。）並びに附則第二十八条及び第三十条（金属鉱業事業団に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日
(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一〇〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年八月二日から施行する。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一三日法律第一五一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の施行の日から施行する。

(登録免許税に関する経過措置)
第三条 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間における納付すべき登録免許税についての第四十六条の規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税法」という。）第二十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二十一条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる」とあるのは、「第二十一条から前条までに定める方法により國に納付しなければならない」とし、新登録免許税法第二十六条第四項並びに第三十一条第六項及び第七項の規定は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年一月一三日法律第一五七号) 抄
(施行期日)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日

イから二まで 略

五 第二項の規定 平成十五年四月一日

イから二まで 略

六 第五条中登録免許税法第五条第六号の改正規定、同法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分、帝都高速度交通営団の項を削る部分、「として」を「のうち」に改める部分及び労働福祉事業団の項を削る部分を除く。)及び同法別表第三の改正規定(十九の項を改める部分及び二十三の項の次に一項を加える部分を除く。)並びに附則第二十四条

イから二まで 略

七 第二項の規定 平成十五年四月一日

イから二まで 略

八 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)

イ及びロ 略

九 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)

イ及びロ 略

十 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)

イ及びロ 略

十一 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)

イ及びロ 略

十二 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)

イ及びロ 略

十三 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)

イ及びロ 略

十四 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)

イ及びロ 略

十五 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)

イ及びロ 略

十六 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)

イ及びロ 略

十七 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)

イ及びロ 略

十八 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)

十九 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)

イ及びロ 略

二十 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)

イ及びロ 略

二十一 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)

イ及びロ 略

二十二 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)

イ及びロ 略

二十三 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)

イ及びロ 略

二十四 第五条の規定による改正後の登録免許税法(以下この条において「新登録免許税法」という。)第五条第六号の規定は、平成十五年十月一日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用する。

二十五 独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第百三十号)附則第八条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公团法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号又は第二号に規定する事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記についての新登録免許税法第五条第六号の規定の適用については、同号中「事業又は」とあるのは、「事業、同法附則第八条第一項(業務の特例)に規定する業務のうち旧農用地整備公团法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号、第二号又は第四号(業務の範囲)に規定する事業又は」とする。

二十六 新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税法別表第一第一号(九)イからホまでに掲げる仮登記を受けた者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の移転の登記(地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記)に係る登記免許税について、当該仮登記に受けた所有権の移転の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

二十七 施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九)イに掲げる仮登記を受けた者が、同号に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に所有権の保存の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記(地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記)に係る登記免許税については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九)ロに掲げる仮登記を受けた者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に所有権の保存の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登記免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

6 新登録免許税法第十七条の二の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受ける組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

7 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登記免許税について適用し、施行日前に受けた登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

8 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

9 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

10 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

11 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

12 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

13 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

14 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

15 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

16 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

17 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

18 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

19 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

20 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

21 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

22 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

23 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

24 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

25 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

26 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

27 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

28 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

29 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

30 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

31 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

32 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

33 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

34 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登記免許税については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九三号) 抄
(政令への委任)

第五十五条 附則第二条から第三十条まで、附則第三十三条、附則第三十八条、附則第四十条、附則第四十三条、附則第四十五条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

七 第五条中登録免許税法第三十二条の次に二条を加える改正規定（第三十三条に係る部分に限る。）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行の日
（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第六十一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第五条の規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税法」という。）の規定は、施行日以後に受ける登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定及び技能証明（以下この条において「登記等」という。）に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記等に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新登録免許税法別表第一第三十二号（二）、（二十一）、（二十三）、（二十六）、（二十八）、（三

十）ヲ、（三十三）若しくは（三十五）、第三十三号、第三十五号（九）から（十一）まで、第三

十七号（四）から（六）まで、第三十九号、第四十号（三）若しくは（五）、第四十一号（三）、

若しくは（六）、第四十二号（四）、第四十三号（二）、第四十四号、第四十五号、第四十七号（三）、

第五十一号（二）（同号（一）に規定する変更登録に係る部分に限る。）、第五十三号、第五十五

号、第五十六号（同号に規定する変更登録に係る部分に限る。）、第五十七号、第五十八号、第六

十五号（二）、第六十六号（四）、第六十七号、第七十号（一）若しくは（二）、第七十四号、第

七十五号、第七十七号（一）から（五）まで、第八十一号、第八十三号（一）、第八十八号、第

八十九号（一）若しくは（二）、第九十四号（五）、第九十六号（三）、第一百号（一）

から（三）まで、第一百二号、第一百四号（二）、イ若しくはロ、（二）若しくは（三）、第一百五号、第

百七号から第一百十号まで、第一百十四号（二）、第一百十七号から第一百十九号まで、第一百二十号（四）、第一百二十一号から第一百二十三号まで、第一百二十四号（一）、第一百二十五号（二）、第一百二十六号

から第一百二十九号まで、第一百三十号（一）若しくは（二）、第一百三十一号（一）から（三）まで、第一百三十七号、第一百三十八号（一）若しくは（二）、第一百三十九号（二）、（四）、（六）若しくは

（八）、第一百四十三号（二）若しくは（三）、第一百四十五号、第一百四十六号（一）、第一百四十八号、第一百四十九号、第一百五十号（一）又は第一百五十五号（一）若しくは（三）に掲げる登記等の申請書を施行日前に当該登記等の事務をつかさどる官署又は団体（以下この条において「登記官署等」という。）に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登記等を受ける場合には、新登録免許税法第二十四条の二の規定は、適用しない。

3 新登録免許税法別表第一第三十二号（二十三）、（二十六）若しくは（三十五）、第三十七号

（四）、第五十三号、第五十八号、第七十四号、第七十七号（一）から（五）まで、第八十三号（一）、第一百五号、第一百十八号、第一百二十四号（一）、第一百二十九号、第一百四十五号、第一百四十六号（一）又は第一百四十八号に掲げる登記等の申請書を施行日前に登記官署等に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登記等を受ける場合において、当該申請書の提出に際し当該登記等に係る手数料の納付をしているときは、当該納付をした手数料の額は、新登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の全部又は一部として納付したものとみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

4 新登録免許税法別表第一第六十五号（二）、第七十七号（一）から（五）まで又は第一百十四号（二）に掲げる登記等の申請書を平成十八年一月一日前に登記官署等に提出した者が施行日から同年四月三十日（同表第七十七号（一）から（五）までに掲げる登記等にあつては、同年五月三十日）までの間に当該申請書に係る登記等を受ける場合には、当該登記等については、登録免許税を課さない。

5 施行日前に作業環境測定法（昭和五十一年法律第二十八号）第七条の第一種作業環境測定士の登録を受けた者が、施行日以後に受ける新登録免許税法別表第一第八十四号（一）に掲げる登録に係る同号（一）の規定の適用については、同号（一）中「登録（同法第二条第五号（定義）に規定する登録免許税法別表第一第六十五号（三）イに掲げる免許に係る同号（三）イの規定の適用について、同号（三）イ中「全品目」とあるのは、「全種類」とする。）

6 施行日前に作業環境測定法（昭和五十一年法律第二十八号）第七条の第一種作業環境測定士の登録を受けた者が、施行日以後に受ける新登録免許税法別表第一第八十四号（一）に掲げる登録に係る同号（一）の規定の適用については、同号（一）中「登録（同法第二条第五号（定義）に規定する登録免許税法別表第一第六十五号（三）イに掲げる免許に係る同号（三）イの規定の適用について、同号（三）イ中「全品目」とあるのは、「全種類」とする。）

定する第一種作業環境測定士が受ける登録を除く。」とあるのは「登録」と、「九万円」とあるのは「三万円」とする。

7 施行日前に測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第四十九条第一項の測量士の登録を受けた者が、施行日以後に受ける新登録免許税法別表第一第一百五十二号（一）に掲げる登録に係る同号（一）の規定の適用については、同号（一）中「登録及び同法第四十九条第一項（測量士及び測量士補の登録）の測量士が受ける登録」とあるのは「登録」と、「九万円」とあるのは「三万円」とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則 平成一八年五月一七日法律第三七八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一略

二 第一条中港湾法第五十六条の二の二の改正規定、同条の次に十八条を加える改正規定並びに

同法第五十六条の三第二項及び第四項並びに第六十一条から第六十三条までの改正規定並びに

第三条の規定並びに附則第六条、第八条、第九条、第十条第一項、第十一条、第十二条、第十

七条、第十九条及び第二十条の規定 平成十九年四月一日

附 則 平成一八年五月一九日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条中道路運送車両法の目次の改正規定、同法第二十二条の見出しの改正規定及び同条に

四項を加える改正規定、同法第九十六条の四第一項の改正規定、同法第六章の二の次に一章を

加える改正規定、同法第一百条第一項の改正規定、同法第一百二条第一項及び第二項の改正規定

（同条第一項第三号の改正規定を除く。）同法第七十七条第七号の改正規定、同法第一百十条第一項の改正規定（同項第三号中「第九十六条の九」の下に「（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）」を加える部分及び同項第十号に係る部分に限る。）並びに同法第一百十三条の改正規定並びに附則第六条及び第二十六条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一百二十四号の改正規定に係る。）の規定 公布の日から起算して一年六月を超えた範囲内において政令で定める日

附 則 平成一八年六月七日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 平成一八年六月一四日法律第六六号）抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附 則 平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 平成一八年六月二一日法律第八三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十二条から第一百三十三条までの規定 公布の日
二から四まで 略

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二项、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一条、第一百四条、第一百七条、第一百八条、第一百十五条、第一百六条、第一百十八条、第一百二十二条並びに第一百二十九条の規定 平成二十年十月一日

（処分、手続等に関する経過措置）

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしまつたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。（その他の経過措置の政令への委任）

第一百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一四号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一五号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「施行日」という。から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から六まで 略

七 次に掲げる規定 信託法（平成十八年法律第一百八号）の施行の日

イから二まで 略

本 第五条中登録免許税法第十四条第一項の改正規定、同法別表第一第三号の改正規定、同表

第二十八号の二、同表第三十五号（九）及び同表第三十八号を除く。の規定は、施行日以後に十八号の改正規定及び同表第三十九号の改正規定

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

受ける登記、登録又は認定に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記、登録又は認定に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第三六号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中産業活力再生特別措置法第二条に五項を加える改正規定（同条第二项及び第二十一項に係る部分に限る。）及び同法第四章中第三十三条を第五十七条とし、同条次に一節を加える改正規定（同章中第三十三条を第五十七条とする部分を除く。）並びに附則第九条及び第十一条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）又は地方公営企業等金融機関法（平成十九年法律第六十四号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機関法によってまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

附 則 (平成一九年五月二五日法律第五九号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六四号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六四号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条及び第四十七条並びに附則第六条、第七条第四項、第五項及び第七項、同条第八項（同条第七項に関する部分に限る。）、第八条、第九条第六項、第七項、第十一項及び第十二項、第十一条、第十三条第五項、第十六条、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条から第四十一条まで並びに第四十七条の規定は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一三日法律第八三号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一三日法律第八四号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一三日法律第八五号) 抄

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四 自動車関係諸税については、簡素化を図ることとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。

五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。

六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。

附 則 (平成二一年四月三〇日法律第二十九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年五月一日法律第三三三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第二条第一項の規定によるおその効力を有することとされる旧特区法第十二条第一項各号に掲げる事務の委託による同項の規定による登録については、前条の規定による改正前の登録免許法別表第一第一六二号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「構造改革特別区域法」とあるのは、「構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十三号）附則第二条第一項（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有することとされる（政令への委任）。

第七条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(施行期日)

附 則 (平成二一年六月二十四日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一 (政令への委任)

第二十条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年六月二十四日法律第五九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十五条 附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二一年六月二六日法律第六四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年七月一〇日法律第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年七月一〇日法律第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二条並びに附則第四条、第七条第一項及び第二項、第八条（第一項及び第七項を除く。）、第十四条、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十条まで並びに第二十六条の規定並びに附則第三十二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の改正規定（八十の項中「第八十五条规定の届出、同法」の下に「第九十六条の十九第一項の認可、同条第三項（同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第九十六条の二十八第三項若しくは第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項」を加える部分に限る。）並びに附則第四十二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成二一年七月一七日法律第八四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、日本国とイスラエルとの間の自由な貿易及び経済上の連携に關する協定の効力発生の日から施行する。

附 則 (平成二一年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年五月一九日法律第三二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第一条第二十八項の改正規定（「デリバティブ取引その他」を「若しくはデリバティブ取引（取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める取引を除く。）又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として」に改める部分に限る。）及び同法第二百五十五条の二の三第九号の改正規定、第四条の規定、第五条中信託業法第四十九条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十三条及び第十四条の規定 公布の日

(政令への委任)

第十四条 附則第一条から第五条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二二年六月二日法律第四二号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二二年一月一九日法律第六五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二二年一月一九日法律第五一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二二年一月三日法律第六五号) 抄

附 則 (平成二三年五月一日法律第三九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年五月一日法律第四八号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年五月一日法律第五〇号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年五月一日法律第五〇号) 抄

(施行期日) この法律の施行の日から一部施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第三十二号(三十)に掲げる認定に係る同号の規定の適用については、同号(三十)中「同法第七十一条の三第一項(特定操縦技能の審査)の操縦技能審査員の認定」とあらわれるのは「航空法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十号)附則第二条第一項(操縦技能審査員の認定に相当する認定)に規定する相当認定(以下単に「相当認定」という。)」と、同号(三十)カ中「操縦技能審査員の認定」とあるのは「相当認定」とする。

附 則 (平成二三年五月二十七日法律第五六号) 抄

(施行期日) この法律の施行の日から一部施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第三十二号(三十)に掲げる認定に係る同号の規定の適用については、同号(三十)中「同法第七十一条の三第一項(特定操縦技能の審査)の操縦技能審査員の認定」とあらわれるのは「航空法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十号)附則第二条第一項(操縦技能審査員の認定に相当する認定)に規定する相当認定(以下単に「相当認定」という。)」と、同号(三十)カ中「操縦技能審査員の認定」とあるのは「相当認定」とする。

附 則 (平成二三年五月二十七日法律第五六号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月一日法律第五七号) 抄

(施行期日) この法律は、存続共済会が受ける前条の規定による改正前の登録免許税法別表第三の十六の項の第三欄に掲げる登記に係る登録免許税について、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年六月一日法律第五七号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月一日法律第五七号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月一日法律第五七号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、第十条の次に一条を加える改正規定、第十一条の改正規定(同条第一項中「国民、民間団体等」を「企業、大学の設置者その他の事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体(第七項及び第十七条において「民間の団体等」という。)」に改める部分及び同条第七項中「国民、民間団体等」を「民間の団体等」に改める部分を除く。)、第二十条の改正規定、第二十条の次に九条及び節名を加える改正規定(節名を加える部分を除く。)、第二十一条の次に五条を加える改正規定(第二十一条の二及び第二十条の三を加える部分を除く。)、第二十五条の改正規定及び第二十八条の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二日法律第七二号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十三年六月二日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二日法律第七二号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十三年六月二日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二日法律第七二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第七十九条 前条の規定による改正後の登録免許税法の規定は、施行日以後に受けた許可、認定又は登録(附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一号に掲げる申請に係る許可及び同条第三号に掲げる申請に係る認定を除く。)に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた許可又は認定(施行日以後に受けた許可及び認定で、附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一号及び第三号に掲げる申請に係るもの)を含む。)

(政令への委任)

第一百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(政令への委任)

第一百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の施行の日から施行する。ただし、附則第六条から第十条まで及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間に受けた前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第七十七号の一(二)に掲げる許可及び同号(二)に掲げる認定に係る同号の規定の適用については、同号(二)中「第三十五条第一項(特定細胞加工物の製造の許可)の特定細胞加工物の製造の許可(更新の許可を除く。)」とあるのは「附則第八条第二項前段(施行前の準備)の許可」と、同号(二)中「第三十九条第一項(外国における特定細胞加工物の製造の認定)の外国における特定細胞加工物の製造の認定(更新の認定を除く。)」とあるのは「附則第八条第四項前段の認定」とする。

(政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一二月一日法律第九六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一日法律第九八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一日法律第九九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一日法律第一〇三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一日法律第一〇四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略
附 則 (平成二六年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二六年五月一四日法律第三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年五月一四日法律第三六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年五月一四日法律第三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年五月一四日法律第三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、登録免許税法の一部改正に伴う経過措置

第三十八条 第六条の規定による改正後の登録免許税法の規定は、附則第一条第十四号に定める日以後に受けた登記に係る登録免許税について適用し、同日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年五月一四日法律第三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年五月一四日法律第三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年五月一四日法律第三〇号) 抄

(政令への委任)

第十八条 附則第一条から第六条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十六年六月四日法律第五一号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条から第三条まで、第三十四条及び第三十五条の規定並びに附則第十六条(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第八十六号の改正規定に限る。)の規定 平成二十八年四月一日

附 則 (平成二十六年六月四日法律第五四号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一一日法律第六三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第七一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一八日法律第七二号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 略
二 附則第六条、第七条及び第五十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

は第七条第二項の規定による登録に係る前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第一百四号の規定の適用については、同号中「供給区域等の変更の許可」とあるのは「供給区域等の変更の許可」、小売電気事業若しくは特定送配電事業者による小売供給の登録」と、同号(一)中「の許可」、小売電気事業若しくは特定送配電事業者による小売供給の登録」と、同号(一)中「の電気事業の許可」とあるのは「電気事業の許可又は電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号。以下この号において「電気事業法等改正法」という。)附則第六条第二項(小売電気事業の登録等に関する経過措置)の登録」と、同号(一)中「又は」とあるのは「若しくは」と、「限る。」とあるのは「限る。」又は電気事業法等改正法附則第六条第二項の登録」と、「許可件数」とあるのは「許可件数又は登録件数」と、同号(一)ハ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「限る。」とあるのは「限る。」又は電気事業法等改正法附則第七条第二項の登録」と、「許可件数」とあるのは「許可件数又は登録件数」とする。

附 則 (平成二六年六月二十五日法律第八一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二十五日法律第八三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中不当景品類及び不当表示防止法第十条の改正規定及び同法本則に一条を加える改正規定、第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条及び第七条から第十一条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(登録免許税法の一部改正に伴う調整規定)
第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)の施行の日前である場合は、前条中「別表第一第五十号の二」とあるのは「別表第一第五十号」と、「五十の三」とあるのは「五十の二」とする。
二 前項の場合において、消費者的財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律附則第八条中「別表第一第五十号」とあるのは「別表第一第五十号の二」と、「五十の三」とあるのは「五十の三」とする。

附 則 (平成二六年六月一八日法律第七二号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 略
三 第二条の規定、第四条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五项、第三十二条第四項、第四十二条の一、第四十二条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百十五条の十二、第一百十五条の二十二第一項及び第一百十五条の四十五の改正規定 同法第一百十五条の四十六及び第一百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百十五条の四十八を同法第一百五十五条の四十九とし、同法第一百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十二条、第一百八十三条、第一百八十四条、第一百一十二条の一、第一百一十三条第三項及び第一百一十四条第三項の改正規

		附 則 (平成一九年四月一四日法律第一五号) 抄
第一条	三十四条及び第三十五条の規定 公布の日 附 則 (平成二八年四月二二日法律第三一号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八条の改正規定並びに附則第三条及び第八条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。	第一 条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 附 則 (平成二八年五月一三日法律第三六号) 抄
第一条	この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)	第一 条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)
第一条	この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (政令への委任)	第一 条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (政令への委任)
第七条	この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (その他の経過措置の政令への委任)	第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の変更の認可に係る登録免許税について 合効率化計画の変更の認定による変更登録又は事業計画の変更の認可に係る登録免許税について は、なお従前の例による。
附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四八号) 抄	(施行期日)	附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四八号) 抄
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
附 則 (平成二八年六月三日法律第六二号) 抄	(施行期日)	附 則 (平成二八年六月三日法律第六二号) 抄
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (その他の経過措置の政令への委任)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二八年一一月二八日法律第八九号) 抄	(施行期日)	附 則 (平成二八年一一月二八日法律第八九号) 抄
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (その他の経過措置の政令への委任)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二八年六月二〇日法律第六二号) 抄	(施行期日)	附 則 (平成二八年六月二〇日法律第六二号) 抄
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (その他の経過措置の政令への委任)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二九年六月二日法律第四九号) 抄	(施行期日)	附 則 (平成二九年六月二日法律第四九号) 抄
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (その他の経過措置の政令への委任)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二九年六月二日法律第五〇号) 抄	(施行期日)	附 則 (平成二九年六月二日法律第五〇号) 抄
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (その他の経過措置の政令への委任)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二九年六月二日法律第五一号) 抄	(施行期日)	附 則 (平成二九年六月二日法律第五一号) 抄
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (その他の経過措置の政令への委任)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二九年六月二日法律第五二号) 抄	(施行期日)	附 則 (平成二九年六月二日法律第五二号) 抄
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八条の改正規定並びに附則第三条及び第八条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日
 (その他の経過措置の政令への委任)
 第四十九条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年六月一六日法律第六四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十九年六月一六日法律第六五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十九年六月二三日法律第七〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二十九年六月二三日法律第七四号) 抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二十九年六月二三日法律第七五号) 抄

第一条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年五月二三日法律第二四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月二三日法律第二六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月二三日法律第三三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月三〇日法律第四五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月一三日法律第六一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月一三日法律第六一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月一三日法律第六一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月一三日法律第六一号) 抄

二 略
 附則第五条から第九条まで、第十一条及び第十三条の規定 この法律の施行の日（以下「施行期日」という。）前の政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二二日法律第六二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二七日法律第七八〇号) 抄

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第一百三十条第一項第三十八号の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十七条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第七条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定(「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第一百三十二条」を「第一百三十二条から第一百三十七号まで並びに第百三十九条」に改める部分及び「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とを削る部分に限る)、第九十六条の規定(同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定並びに同法第一百三十三条第一項の改正規定を除く)、第一百三十六条の規定(同条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条第一項の改正規定(「第四十八条」を「第五十一条」の下に「第三十八条の六」を加える部分を除く)、第一百条の規定(同条中中小企業団体の組織に関する法律第一百十三条第一項第十三号の改正規定を除く)、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条第一項の改正規定(「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第一百三十二条」を「第一百三十二条から第一百三十七号まで並びに第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項「一項」を削る部分に限る)、第一百七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)並びに第一百十一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)。会社法改正附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年五月二二日法律第三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年五月二九日法律第三三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年六月三日法律第三六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年六月一日法律第四六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

第一
二〇

第一号 (施行期日) この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電気事業法目次の改正規定（「電気事業者」を「電気事業者等の」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十一条の二」に改める部分に限る。）、同法第二十六条の次に二条を加える改正規定、同法第二十七条第一項の改正規定、同法第二十七条の十二の改正規定、同法第二十七条の二十六第一項の改正規定、同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二章第七節第一款の款名の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十八条の四十第五号の改正規定、同節第五款の款名の改正規定、同法第三十一条の前に見出しを付する改正規定、同節第六款中第三十四条を第三十四条の二とする改正規定、同節第五款に「一条を加える改正規定、同法第一百九条第九号の改正規定及び同法第二百二十条第四号の改正規定、第五条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに第六条中電気事業法等の一部を改正する法律附則第十六条第四項の改正規定（「第六十六条の十一」を「第六十六条の十」に改める部分に限る。）及び同法附則第二十三条第三項の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条から第十二条まで及び第二十八条の規定、公布の日

附 則
(令和二年六月一二日法律第五〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

行期日 附則（令和二年三月三一日法律第八号）抄

(於行其上)

第一条 二の法律は、令和二年四月一日から施行する。
附 則（令和二年五月一二日法律第三〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えて行する。

附則（令和二年五月二九日法律第三三号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月三日

（昭和二年六月三日法律第三六号）

附見多和二金六月三日法行第三万号

(旅行期日)

第一条 この法律は公布の日から起算して六月を起し、

行する
付
川、六月二十三日午後二時云々

附則（令和二年六月二日法律第四六号）

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和二年六月一二日法律第四九号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十九条の規定 (政令への委任)

二 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

三 附則 (令和四年六月一〇日法律第六三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで (略)

四 第一条 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正規定、同法の目次の改正規定 (特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅) を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に改める部分を除く)、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第三章の次に一章を加える改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定、同法第七十二条の改正規定、同法第七十三条の改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第七十七条の改正規定及び同法第七十八条の改正規定に限る)、第四条 (建築基準法第二条の改正規定、同法第二十一条の改正規定を除く)、同法第二十七条の改正規定、同法第五十二条の改正規定、同法第六十一条に一項を加える改正規定、同法第八十六条の七の改正規定、同法第八十七条第四項の改正規定及び同法第八十八条第一項の改正規定 (「から第三号まで」を「又は第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改める部分及び「それぞれ」を削る部分を除く)に限る) 及び第七条の規定並びに附則第四条、第八条 (登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号) 別表第一第一百五十五号の二(一)の改正規定 (第十五条第一項) を「第十四条第一項」に改める部分を除く) 及び同号(二)の改正規定 (第二十四条第一項) を「第十七条第一項」に改める部分を除く)に限る) 及び第九条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和四年六月一七日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 附則第十九条の規定 (施行期日)

二 略

附 則 (令和四年六月一二日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 附則第十九条の規定 (施行期日)

三 第四条の規定 (電気事業法目次の改正規定 (第五款 承継 (第五十五条の二)) を「/第五款 承継 (第五十五条の二) /第六款 認定高度保安実施設置者 (第五十五条の三) /第五十五条

条の十三) /一に改める部分に限る)、同法第二章第二節に一款を加える改正規定、同法第五条の次に二条を加える改正規定、同法第六十二条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に二号を加える改正規定 (同項第四号の二に係る部分に限る)、同法第六十二条第一号の改正規定 (第五十一条の二(第三項)の下に「第五十五条の七」を加える部分に限る)、同法第五号の改正規定及び同法第八号の次に一号を加える改正規定を除く)並びに附則第四条、第五条、第八条から第十条まで、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条の規定並びに次条並びに附則第三条、第十二条及び第十三条の規定、附則第十四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十二年法律第百四十九号) 第三十七条の六第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条の規定 この法律の施行の日から起算して三年を経過した日

(政令への委任)

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む) は、政令で定める。

附 則 (令和五年三月三一日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

一 (略)

二 第一条及び附則第七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和五年五月一二日法律第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで (略)

四 第三条の規定 (次号に掲げる改正規定を除く) 並びに附則第六条、第七条、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定 (外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律 (平成九年法律第九十号) 第六条第二項の改正規定 (第二十三条) を「第二十二条の五」に改める部分に限る) を除く)、附則第二十二条の規定 (第二十三条) を「第二十二条の五」に改める部分に限る) を除く)、附則第二十二条の規定 (中心市街地の活性化に関する法律 (平成十年法律第九十二号) 第四十条第二項の改正規定 (第二十三条) を「第二十二条の五」に改める部分に限る) を除く)、附則第二十二条の規定、附則第二十二条の規定 (流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (平成十七年法律第八十五号) 第十二条第二項の改正規定を除く)、附則第二十三条の規定、附則第二十四条の規定 (地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成十九年法律第五十九号) 第二十七条の五第二項の改正規定 (第十五条第一項) を「第十六条第一項」に改める部分に限る)、同法第二十七条の十九の改正規定 (第十五条) を「第十六条」に改める部分に限る) 及び同法第三十五条第二項の改正規定 (第十五条第一項) を「第十六条第一項」に改める部分に限る) を除く)、附則第二十五条の規定 (観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 (平成二十年法律第三十九号) 第十三条第二項の改正規定 (第二十三条) を「第二十二条の五」に改める部分に限る) を除く)、附則第二十六条の規定 (総合特別区域法 (平

成二十三年法律第八十一号) 第十九条の三の改正規定(「第八条第一項」を「第六条」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第二十七条及び第二十八条の規定、附則第二十九条の規定(文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和二年法律第十八号)第八条第二項の改正規定(第二十三条)を「第二十一条の五」に改める部分に限る。)を除く。)並びに附則第三十条及び第三十二条の規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(施行期日) **〔令和五年五月二六日法律第三四号〕抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) **〔令和五年五月二六日法律第三五号〕抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) **〔令和五年五月三一日法律第三七号〕抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) **〔令和五年六月七日法律第四七号〕抄**

第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(附則) **〔令和五年六月一六日法律第五八号〕抄**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) **〔令和五年一一月二九日法律第七九号〕抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) **〔令和五年一一月二九日法律第七九号〕抄**

条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の二及び八十九条第十項の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第六十条の七の改正規定、第十一中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六条の改正規定、第十二条中銀行法第六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第一百四十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第一項及び第二百八十九条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第七十七条中農林中央金庫法第五十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第一項及び第二百八十九条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二百三十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第四十八条の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日(政令への委任)

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(附則) **〔令和六年三月三〇日法律第六号〕抄**

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。(政令への委任)

(附則) **〔令和六年三月三〇日法律第八号〕抄**

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。(政令への委任)

(附則) **〔令和六年三月三〇日法律第八号〕抄**

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。(政令への委任)

(附則) **〔令和六年五月二二日法律第三二号〕抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) **〔令和六年五月二二日法律第三二号〕抄**

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(附則) **〔令和六年五月二二日法律第三二号〕抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) **〔令和六年五月二二日法律第三二号〕抄**

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(附則) **〔令和六年五月二二日法律第三二号〕抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) **〔令和六年五月二二日法律第三二号〕抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) **〔令和六年五月二二日法律第三二号〕抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) **〔令和六年五月二二日法律第三二号〕抄**

課税標準	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項
不動産の価額	一 不動産の登記（不動産の信託の登記を含む。）
不動産の価額	（注）この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第一条第一項（定義）に規定する立木をいう。
千分の四	（二）所有権の保存の登記
千分の四	（二）所有権の移転の登記
千分の四	イ 相続又は法人の合併による移転の登記
千分の四	ロ 共有物の分割による移転の登記

附 則（令和六年六月一四日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定 公布の日
(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）

（経過措置を含む）は、政令で定める。

（第十三条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関するもの）は、この附則に規定するものとは別に別表第一の規定による。）

附 則（令和六年六月一四日法律第五二号）抄

（政令への委任）
とする。
第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第十二条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間に受けける附則第八条第二項前段の許可又は同条例第四項前段の認定に係る前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第七十七号の二の規定の適用については、同号中「特定細胞加工物の製造の許可又は外国における特定細胞加工物」とあるのは「特定細胞加工物等の製造の許可又は外国における特定細胞加工物等」と、同号（一）中「除く。」とあるのは「除く。」又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律（令和六年法律第二号。）において「再生医療等安全性確保法等改正法」という。附則第八条第二項前段（施行前の準備）の許可」と、同号（一）中「除く。」とあるのは「除く。」又は再生医療等安全性確保法等改正法附則第八条第四項前段の認定

附 則（令和六年六月一四日法律第五一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第九条、第十二条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。
(登録免許税法の一都改正に半う坐高替置)

附則（令和六年六月一四日法律第五号）抄

に限る)、第一百三十二条第二項(試掘者に係る部分に限る)、第一百三十三条(前号に掲げる規定及び第十条第一項に係る部分を除き、試掘に係る部分に限る)、第一百三十四条(試掘に係る部分に限る)並びに第一百三十七条第二項の規定(これらの規定に係る罰則を含む)並びに附則第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十七条及び第十九条から第二十一条までの規定(公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(政令への委任))は、政令で定める。

		回路配置利用権等の件数		一件につき千円	
		回路配置利用権等の件数		一件につき千円	
(七)	付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録 又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(六)までに掲げるものを除く。)	育成者権の件数	育成者権の件数	一千につき三千円	五千円
(八)	登録の抹消	育成者権の件数	育成者権の件数	一千につき九千円	三千円
十八	育成者権の登録(育成者権の信託の登録を含む。)	育成者権の件数	育成者権の件数	一千につき三千円	一千につき十八円
(二)	育成者権の移転の登録	育成者権の件数	育成者権の件数	一千につき九千円	一千につき三万円
イ	相続又は法人の合併による移転の登録	育成者権の件数	育成者権の件数	一千につき九千円	二千円
(二)	専用利用権の設定又は保存の登録	専用利用権の件数	専用利用権の件数	一千につき四千円	五千円
(三)	育成者権若しくは専用利用権を目的とする質権の設定又は育成者権、専用利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	債権金額	一千につき四万円	五万円
(四)	専用利用権の移転又は育成者権若しくは専用利用権を目的とする質権の移転の登録	債権金額	債権金額	一千につき四万円	五万円
イ	相続又は法人の合併による移転の登録	債権金額	債権金額	一千につき四万円	五万円
ロ	その他の原因による移転の登録	債権金額	債権金額	一千につき一万円	二千円
(五)	信託の登録	債権金額	債権金額	一千につき一万円	五千円
イ	質権の信託の登録	債権金額	債権金額	一千につき一万円	五千円
ロ	質権以外の権利の信託の登録	債権金額	債権金額	一千につき一万円	五千円
(六)	付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録 又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(五)までに掲げるものを除く。)	育成者権等の件数	育成者権等の件数	一千につき一万円	五千円
(七)	登録の抹消	育成者権等の件数	育成者権等の件数	一千につき一万円	五千円
(二)	試掘権の設定の登録	一千につき千円	一千につき千円	一千につき千円	一千につき九千円
(二)	試掘権の設定の登録	一千につき千円	一千につき千円	一千につき千円	一千につき九千円
(二)	鉱区の増減による試掘権の変更の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九千円	一千につき九千円
イ	鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九千円	一千につき九千円
ロ	鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九千円	一千につき九千円
(三)	試掘権の移転の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九千円	一千につき九千円
イ	相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九千円	一千につき九千円
(三)	試掘権の移転の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九千円	一千につき九千円
(四)	放棄による試掘権の消滅の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
(五)	採掘権の設定の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
(六)	鉱区の増減、合併又は分割による採掘権の変更の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
イ	鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
ロ	鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
(七)	採掘権の移転の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
イ	相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
ロ	その他の原因による移転の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
(八)	放棄による採掘権の消滅の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
(九)	租鉱権の設定の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
(十)	租鉱区の増減による租鉱権の変更の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
イ	租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
ロ	租鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
(十一)	租鉱権の移転の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
イ	相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
ロ	その他の原因による移転の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
(十二)	存続期間の満了前の租鉱権の消滅の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
(十三)	抵当権の設定又は鉱業権若しくは抵当権の処分の制限の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
(十四)	鉱業法第五十一条(鉱区の分割及び合併についての抵当権者の承諾及び協定)の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
(十五)	順位の変更による抵当権の変更の登録(十 四)に掲げる登録を除く。)	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
(十六)	抵当権の移転の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
イ	相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
ロ	その他の原因による移転の登録	鉱区の数	鉱区の数	一千につき九万円	五万円
鉱区の数	鉱区の数	五百円	五百円	五百円	五百円

口 その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき九千	円
(十七) 抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円	円
(十八) 信託の登録	債権金額又は極度	千分の二	円
イ 抵当権の信託の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき九千	円
ロ 抵当権以外の権利の信託の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき六千	円
(十九) 共同鉱業権者又は共同租鉱権者の脱退の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき四千	円
(二十) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(十九)までに掲げるものを除く。)	鉱区又は租鉱区の数	一個につき五千円	円
(二十一) 登録の抹消	鉱区又は租鉱区の数	一個につき四千五百円	円
(二十二) 砂鉱権(砂鉱を目的とする鉱業権をいう。以下この号において同じ。)の登録に係るものに限る。以下この号において同じ。の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき九千五百円	円
(一) 砂鉱権の設定の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき一千円	円
(二) 鉱区の増減、合併又は分割による砂鉱権の変更の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき四千五百円	円
(三) 鉱区の増減、合併又は分割による変更の登録	鉱区の面積	十萬平方メートルにつき四千五百円	円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	增加した鉱区の面積	十萬平方メートルにつき三千円	円
ロ 鉱区の減少による変更の登録	鉱区の面積	十萬平方メートルにつき一千円	円
ハ 鉱区の合併による変更の登録	鉱区の面積	十萬平方メートルにつき二千円	円
ニ 鉱区の分割による変更の登録	鉱区の面積	十萬平方メートルにつき一千五百円	円
(三) 砂鉱権の移転の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円	円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円	円
ロ その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円	円
(四) 放棄による砂鉱権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき一千五百円	円
(五) 租鉱権の設定の登録	鉱区の数	一個につき一千五百円	円
(六) 租鉱区の増減による租鉱権の変更の登録	鉱区の面積	十萬平方メートルにつき三百円	円
イ 租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録	租鉱区の面積	十萬平方メートルにつき一千円	円
ロ 租鉱区の減少による変更の登録	租鉱区の面積	十萬平方メートルにつき四百五十円	円
(七) 租鉱権の移転の登録	租鉱区の数	一個につき一千五百円	円
(八) 存続期間満了前の租鉱権の消滅の登録	租鉱区の数	一個につき千円	円
(九) 抵当権の設定又は砂鉱権若しくは抵当権の処分の制限の登録	租鉱区の数	千分の四	円
(十) 鉱業法第五十一条(鉱区の分割及び合併についての抵当権者の承諾及び協定)の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録	鉱区の数	一個につき三千円	円
(十一) 順位の変更による抵当権の変更の登録 (十)に掲げる登録を除く。)	鉱区の数	一個につき六千円	円
(十二) 抵当権の移転の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円	円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円	円
ロ その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円	円
(十三) 抵当権の順位の変更の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円	円
(十四) 信託の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円	円
イ 抵当権の信託の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円	円
ロ 抵当権以外の権利の信託の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円	円
(十五) 共同砂鉱権者又は共同租鉱権者の脱退の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円	円
(十六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(十五)までに掲げるものを除く。)	鉱区の数	一個につき四千五百円	円
(十七) 登録の抹消	鉱区の数	一個につき四千五百円	円
(二十一) 鉱業法第一百四十四条第二項(予定された損害賠償の登録又は登録の抹消)	鉱区の数	一個につき四千五百円	円
(二) 新規登録	鉱区の数	一個につき一千五百円	円
(二) 撤消した登録の回復又は登録の更正若しくは変更の登録	鉱区の数	一個につき一千五百円	円
(三) 登録の抹消	鉱区の数	一個につき一千五百円	円
(二十二) 特定鉱業権の登録(特定鉱業権の信託の登録を含む。)	鉱区の数	一個につき一千五百円	円
(二) 採査権の設定の登録	鉱区の数	一個につき一千五百円	円
(二) 採査権の共同開発鉱区の減少の登録	共同開発鉱区の面積	十萬平方メートルにつき三百円	円
(三) 採査権の移転の登録	共同開発鉱区の面積	十萬平方メートルにつき三十円	円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十萬平方メートルにつき二千四百五十円	円
ロ その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十萬平方メートルにつき二千四百五十円	円
(四) 放棄による採査権の消滅の登録	共同開発鉱区の面積	十萬平方メートルにつき二千四百五十円	円
(五) 採掘権の設定の登録	共同開発鉱区の面積	十萬平方メートルにつき二千四百五十円	円
(六) 採掘権の存続期間の延長の登録	共同開発鉱区の面積	十萬平方メートルにつき二千四百五十円	円

(七) 採掘権の共同開発鉱区の減少の登録	共同開発鉱区の減少をする部分の数	一個につき二十万円
(八) 採掘権の移転の登録	共同開発鉱区の面積	四十万円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区の面積	四十万平方メートルにつき二百四十円
ロ その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき千二百四十円
(九) 放棄による採掘権の消滅の登録	共同開発鉱区の面積	四十万円
(十) 抵当権の設定又は特定鉱業権若しくは抵当権の処分の制限の登録	共同開発鉱区の面積	四十万円
(十一) 順位の変更による抵当権の変更の登録	共同開発鉱区の面積	四十万円
(十二) 抵当権の移転の登録	共同開発鉱区の面積	四十万円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区の面積	四十万円
ロ その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区の面積	四十万円
(十三) 抵当権の順位の変更の登録	共同開発鉱区の面積	四十万円
(十四) 信託の登録	共同開発鉱区の面積	四十万円
イ 抵当権の信託の登録	共同開発鉱区の面積	四十万円
ロ 抵当権以外の権利の信託の登録	共同開発鉱区の面積	四十万円
(十五) 特定鉱業権共有者の脱退の登録	共同開発鉱区の面積	四十万円
(十六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(十五)までに掲げるものを除く。)	共同開発鉱区の面積	四十万円
(十七) 登録の抹消	共同開発鉱区の面積	四十万円
二十三 漁業権又は入漁権の登録(漁業権又は入漁権の信託の登録を含む。)	漁業権の件数	一件につき三千五百円
(一) 漁業権の移転の登録	漁業権の件数	一件につき六千五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	漁業権の件数	一件につき六千五百円
ロ その他の原因による移転の登録	漁業権の件数	一件につき六千五百円
(二) 漁業権の持分の移転の登録	漁業権の件数	一件につき六千五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	漁業権の件数	一件につき六千五百円
ロ その他の原因による移転の登録	漁業権の件数	一件につき六千五百円
四 漁業権の件数	漁業権の件数	一件につき三千五百円
二十四 会社又は外国会社の商業登記(保険業法の規定によつてする相互会社及び外国相互会社の登記並びに一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の規定によつてする一般社団法人(公益社団法人を除く。以下この号において同じ。)及び一般財團法人(公益財團法人を除く。以下この号において同じ。)の登記を含む。)	資本金の額	一千円
(一) 会社又は相互会社若しくは一般社団法人若しくは一般財團法人(以下この号において「一般社団法人等」という。)の登記(二)に掲げる登記を除く。)	資本金の額	一千円
イ 株式会社の設立の登記(本及びトに掲げる登記を除く。)	資本金の額	一千円

ロ 合名会社若しくは合資会社又は一般社団法人等の設立の登記
ハ 合同会社の設立の登記（ホ及びトに掲げる登記を除く。）

ニ 株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記（ホ及びチに掲げる登記を除く。）

ホ 新設合併又は組織変更若しくは種類の変更による株式会社又は合同会社の設立の登記

資本金の額	千分の七	（これによつて計算した税額が十五万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）
増加した資本金の額	千分の七	（これによつて計算した税額が六万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）

（これによつて計算した税額が六万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）

ヘ 吸收合併による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記

資本金の額	千分の七	（これによつて計算した税額が三十万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）
増加した資本金の額	千分の七	（これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）

ト 新設分割による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記	チ 吸收分割による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記
リ 相互会社の設立（新設合併又は組織変更による設立を含む。）の登記	リ 相互会社の設立（新設合併又は組織変更による設立を含む。）の登記

ヌ 新株予約権の発行による変更の登記	ヌ 新株予約権の発行による変更の登記
ル 支店又は従たる事務所の設置の登記	ル 支店又は従たる事務所の設置の登記

ヲ 本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の移転の登記	ヲ 本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の移転の登記
リ 支店又は従たる事務所	リ 支店又は従たる事務所

ワ 取締役会、監査役会、監査等委員会若しくは指名委員会等（会社法第一条第十二号（定義）に規定する指名委員会等をいう。以下（二）において同じ。）又は理事会に關する事項の変更の登記	ワ 取締役会、監査役会、監査等委員会若しくは指名委員会等をいう。以下（二）において同じ。）又は理事会に關する事項の変更の登記
ヲ 本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の移転の登記	ヲ 本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の移転の登記

申 請 件 数	申 請 件 数	申 請 件 数	申 請 件 数
一 件 に つ き 三 万 円	一 件 に つ き 三 万 円	一 件 に つ き 三 万 円	一 件 に つ き 三 万 円
申 請 件 数	申 請 件 数	申 請 件 数	申 請 件 数
一 件 に つ き 三 万 円	一 件 に つ き 三 万 円	一 件 に つ き 三 万 円	一 件 に つ き 三 万 円

申 請 件 数	申 請 件 数	申 請 件 数	申 請 件 数
一 件 に つ き 三 万 円	一 件 に つ き 三 万 円	一 件 に つ き 三 万 円	一 件 に つ き 三 万 円
申 請 件 数	申 請 件 数	申 請 件 数	申 請 件 数
一 件 に つ き 三 万 円	一 件 に つ き 三 万 円	一 件 に つ き 三 万 円	一 件 に つ き 三 万 円

ソ 会社若しくは一般社団法人等の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社若しくは一般社団法人等の回復の登記又は会社若しくは相互会社若しくは一般社団法人等の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記
ツ 登記事項の変更、消滅又は廃止の登記（これらの登記のうちイからソまでに掲げるものを除く。）
ネ 登記の更正の登記

ナ 登記の抹消

（二） 外国会社又は外国相互会社の登記（（三）に掲げる登記を除く。）

イ 営業所の設置の登記（ロに掲げる登記を除く。）

ロ 営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記
ハ イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記

ニ 登記の更正の登記又は登記の抹消

（三） 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の清算に係る登記（外国会社又は外国相互会社の清算に関する登記を含む。）

イ 清算人又は代表清算人の登記
ロ 清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記
ハ 清算の結了の登記

ニ 登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうちロに掲げるものを除く。）、登記の更正の登記又は登記の抹消

二十五 特定目的会社の登記
（一） 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社の設立の登記
（二） 及び（三）に掲げる登記以外の登記
（三） 登記の抹消

申請件数

一件につき三万円

（二） 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人の設立の登記
（二）（二）及び（三）に掲げる登記以外の登記

（三） 登記の抹消

申請件数
五千円
一件につき一万円

申請件数
一件につき三万円

申請件数

申請件数
一件につき三万円

（二） 有限責任事業組合契約の登記
（二） 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項（有限責任事業組合契約）に規定する有限責任事業組合契約（以下この号において「組合契約」という。）の登記（（二）に掲げる登記を除く。）

イ 組合契約の効力の発生の登記

ロ 従たる事務所の設置の登記

ハ 主たる事務所又は従たる事務所の移転の登記

チ 組合員に関する事項の変更の登記

ト 組合員の業務執行の停止又は業務代行者の選任の登記

ハ イからホまで、ト及びチに掲げる登記以外の登記

チ 登記の抹消

（二） 組合契約の清算に係る登記
イ 清算人の登記
ハ 清算結了の登記

ニ 登記の更正の登記又は登記の抹消

ロ イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記
ハ 清算結了の登記

（二） 投資事業有限責任組合契約の登記
（二） 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約（以下この号において「組合契約」という。）の登記（（二）に掲げる登記を除く。）

申請件数

一件につき三万円

（二） 投資事業有限責任組合契約の登記
（二） 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約（以下この号において「組合契約」という。）の登記（（二）に掲げる登記を除く。）

申請件数

一件につき三万円

（二） 投資事業有限責任組合契約の登記
（二） 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約（以下この号において「組合契約」という。）の登記（（二）に掲げる登記を除く。）

申請件数

一件につき三万円

（二） 投資事業有限責任組合契約の登記
（二） 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約（以下この号において「組合契約」という。）の登記（（二）に掲げる登記を除く。）

申請件数
五千円
一件につき一万円

申請件数
五千円
一件につき一万円

（二） 投資事業有限責任組合契約の登記
（二） 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約（以下この号において「組合契約」という。）の登記（（二）に掲げる登記を除く。）

ロイ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万	二 商法第十七条第二項（営業譲渡の際の免責の登記）	申請件数	一件につき一万
ハ 登記の更正の登記	申請件数	五千円	ホ 商号の廃止の登記又は登記の更正、変更若しくは消滅の登記（これらの登記のうちイ又はロに掲げるものを除く。）	申請件数	八千円
ニ 登記の抹消	申請件数	一件につき一万	イ （一）ホに掲げる登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
（一）組合契約の清算に係る登記	申請件数	一件につき六千円	（二）個人につきその支店の所在地においてする登記	申請件数	一件につき九千円
イ 清算人の登記	申請件数	一件につき六千円	イ （一）ホからニまでに掲げる登記	申請件数	一件につき六千円
ハ 清算結了の登記	申請件数	一件につき一万円	（二）船舶管理人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき六千円
ニ 登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円	（二）抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記	申請件数	一件につき三万円
二十八の二 限定責任信託の登記	申請件数	一件につき三万円	（二）夫婦財産契約の登記	申請件数	一件につき六千円
（一）信託法（平成十八年法律第八号）第二百三十条（限定責任信託の定めの登記）の限定責任信託の定めの登記	申請件数	一件につき一万円	（二）民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十六条（夫婦財産契約の対抗要件）の登記	申請件数	八千円
（二）信託法第二百三十三条第一項（変更の登記）の規定による新事務処理地においてする同法第二百三十条各号に掲げる事項の登記	申請件数	五千円	（二）登記事項の更正又は変更の登記	申請件数	一件につき六千円
（三）（一）、（二）及び（四）から（六）までに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万円	（三）登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
（四）登記の更正の登記（六）ニに掲げる登記を除く。）	申請件数	五千円	（三十二）人の資格の登録若しくは認定又は技能証明（注）社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二种作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。	申請件数	一件につき一万円
（六）清算に係る登記	申請件数	一件につき一万円	（二）公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）第十一条（登録）の公認会計士の登録	申請件数	五千円
イ 清算受託者の登記	申請件数	一件につき一万円	（二）公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）第十二条（登録）の公認会計士法第十六条の二第一項（外国で資格を有する者の特例）の外国公認会計士の登録	申請件数	五千円
ロイ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき六千円	（二）行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第六条第一項（登録）の行政書士の登録	申請件数	一件につき六万円
ハ 清算結了の登記	申請件数	一件につき六千円	（二）行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条（登録）の登録政治資金監査人の登録	申請件数	五千円
ニ 登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円	（三）弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第八条（弁護士の登録）の弁護士の登記	申請件数	一件につき六万円
二十九 個人の商業登記	申請件数	一件につき六千円			
（一）個人につきその本店の所在地においてする登記	申請件数	一件につき三万円			
イ 商号の新設の登記又はその取得による変更の登記	申請件数	一件につき三万円			
ロ 支配人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき三万円			
ハ 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五条（未成年者登記）又は第六条第一項（後見人登記）の規定による登記	申請件数	八千円			

（四）	外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二十五条第一項（登録）の外国法事務弁護士の登録	登録件数
（五）	司法書士の登録又は認定	登録件数
イ	司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第八条第一項（司法書士名簿の登録）の司法書士の登録	登録件数
ロ	司法書士法第三条第二項第二号（簡裁訴訟代理等関係業務の認定）の認定	登録件数
（六）	土地家屋調査士の登録又は認定	登録件数
イ	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第八条第一項（土地家屋調査士名簿の登録）の登録	登録件数
ロ	土地家屋調査士法第三条第二項第二号（民間紛争解決手続代理関係業務の認定）の認定	登録件数
（七）	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十八条（登録）の税理士の登録	登録件数
（八）	技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十二条第一項又は第二項（登録）の技術士又は技術士補の登録	登録件数
イ	技術士の登録	登録件数
ロ	技術士補の登録	登録件数
（八の二）	公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第二十八条（登録）の公認心理師の登録	登録件数
（九）	法令の規定により国の行政機関に備える名簿にする次に掲げる登録	登録件数
イ	次に掲げる者の新規登録	登録件数
（1）	医師又は歯科医師の登録	登録件数
（2）	薬剤師の登録	登録件数
（3）	保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士の登録	登録件数
ロ	イ（1）から（3）までに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	登録件数
（十）	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）による歯科衛生士名簿にする登録	登録件数
イ	歯科衛生士法第六条第一項（登録）の歯科衛生士の登録	登録件数
ロ	登録事項の変更の登録	登録件数
（十一）	歯科技工士法（昭和三十年法律第一百六十八号）による歯科技工士名簿にする登録	登録件数
イ	歯科技工士法第六条第一項（登録）の歯科技工士の登録	登録件数
（十二）	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）による救急救命士名簿にする登録	登録件数
イ	救急救命士法第六条第一項（登録）の救急救命士の登録	登録件数
（十三）	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）によるあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿にする登録	登録件数
ロ	イに規定する者に係る登録事項の変更の登録	登録件数
（十四）	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）による柔道整復師名簿にする登録	登録件数
イ	柔道整復師法第六条第一項（登録）の柔道整復師の登録	登録件数
ロ	登録事項の変更の登録	登録件数
（十五）	栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第四条第三項（登録）の管理栄養士の登録	登録件数
（十六）	理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）による理容師名簿にする登録	登録件数
イ	理容師法第五条の二第一項（登録）の理容師の登録	登録件数
ロ	登録事項の変更の登録	登録件数
（十七）	美容師法（昭和三十二年法律第一百六十三号）による美容師名簿にする登録	登録件数
イ	美容師法第五条の二第一項（登録）の美容師の登録	登録件数
ロ	登録事項の変更の登録	登録件数
（十八）	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二十八条（登録）の社会福祉士の登録又は同法第四十二条第一項（登録）の介護福祉士の登録若しくは同法附則第四条第一項（登録）の准介護福祉士の登録	登録件数
イ	社会福祉士の登録	登録件数
（十九）	介護福祉士又は准介護福祉士の登録	登録件数

(十九) 精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号）第二十八条（登録）の精神保健福祉士の登録	登録件数
(二十) 獣医師法（昭和二十四年法律第二百八十六号）による獣医師名簿にする登録	登録件数
ロ 獣医師法第七条第一項（登録）の獣医師の登録	登録件数
ハ 登録事項の変更の登録	登録件数
(二十の二) 愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）による愛玩動物看護師名簿にする登録	登録件数
イ 愛玩動物看護師法第六条第一項（登録）の愛玩動物看護師の登録	登録件数
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数
(二十一) 社会保険労務士法による社会保険労務士名簿に登録する登録	登録件数
イ 社会保険労務士法第十四条の二第一項（登録）の社会保険労務士の登録	登録件数
ロ 社会保険労務士法第二条第二項（社会保険労務士の業務）の紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記	登録件数
(二十二) 作業環境測定法第七条（登録）の作業環境測定士の登録	登録件数
イ 第一種作業環境測定士の登録	登録件数
ロ 第二種作業環境測定士の登録	登録件数
(二十三) 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の十九第一項（キャリアコンサルタントの登録）による登録を除く。	登録件数
(二十四) 計量法（平成四年法律第五十一号）第二百二十二条第一項（登録）の計量士の登録	登録件数
(二十五) 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条第一項（登録）の情報処理安全確保支援士の登録による登録を除く。	登録件数
(二十六) 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十七条第一項（登録）の弁理士の登録	登録件数
(二十七) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条第一項（登録及び海技免状）の海技士で次に掲げるものの新規登録	登録件数
イ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による海技士免許原簿にする登録	登録件数

(1) 一級海技士（航海）の登録	登録件数
(2) 二級海技士（航海）又は三級海技士（航海）の登録	登録件数
(3) 四級海技士（航海）の登録	登録件数
(4) 五級海技士（航海）の登録	登録件数
(5) 六級海技士（航海）の登録	登録件数
(6) 一級海技士（機関）の登録	登録件数
(7) 二級海技士（機関）又は三級海技士（機関）の登録	登録件数
(8) 四級海技士（機関）の登録	登録件数
(9) 五級海技士（機関）の登録	登録件数
(10) 六級海技士（機関）の登録	登録件数
(11) 一級海技士（通信）の登録	登録件数
(12) 二級海技士（通信）の登録	登録件数
(13) 三級海技士（通信）の登録	登録件数
(14) 一級海技士（電子通信）、二級海技士（電子通信）又は三級海技士（電子通信）の登録	登録件数
(15) 四級海技士（電子通信）の登録	登録件数
ロ イに規定する者に係る登録事項の変更の登録	登録件数
(二十六) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の五（登録及び小型船舶操縦免許証）の小型船舶操縦士の登録	登録件数
イ 一級小型船舶操縦士の登録	登録件数
ロ 二級小型船舶操縦士の登録	登録件数
ハ 特殊小型船舶操縦士の登録	登録件数
(二十七) 水先法（昭和二十四年法律第二百二十一号）による水先人名簿にする登録	登録件数
イ 水先法第九条第一項（登録及び水先免状）の水先人で次に掲げるものの新規登録	登録件数
(1) 一級水先人の登録	登録件数

（一） 一級海技士（航海）の登録	登録件数
（二） 二級海技士（航海）又は三級海技士（航海）の登録	登録件数
（三） 四級海技士（航海）の登録	登録件数
（四） 五級海技士（航海）の登録	登録件数
（五） 六級海技士（航海）の登録	登録件数
（六） 一級海技士（機関）の登録	登録件数
（七） 二級海技士（機関）又は三級海技士（機関）の登録	登録件数
（八） 四級海技士（機関）の登録	登録件数
（九） 五級海技士（機関）の登録	登録件数
(1) 一級海技士（通信）の登録	登録件数
(2) 二級海技士（通信）の登録	登録件数
(3) 三級海技士（通信）の登録	登録件数
(4) 一級海技士（電子通信）、二級海技士（電子通信）又は三級海技士（電子通信）の登録	登録件数
(5) 四級海技士（電子通信）の登録	登録件数
ロ イに規定する者に係る登録事項の変更の登録	登録件数
(二十六) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の五（登録及び小型船舶操縦免許証）の小型船舶操縦士の登録	登録件数
イ 一級小型船舶操縦士の登録	登録件数
ロ 二級小型船舶操縦士の登録	登録件数
ハ 特殊小型船舶操縦士の登録	登録件数
(二十七) 水先法（昭和二十四年法律第二百二十一号）による水先人名簿にする登録	登録件数
イ 水先法第九条第一項（登録及び水先免状）の水先人で次に掲げるものの新規登録	登録件数
(1) 一級水先人の登録	登録件数

(2) 二級水先人の登録	登録件数
(3) 三級水先人の登録	登録件数
ロイに規定する者に係る登録事項の変更の登録	登録件数
(二十九) 海難審判法(昭和二十二年法律第二百三十五号)第二十一条第一項(登録)の海事補佐人の登録	登録件数
(二十九) 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)第九条第一項(登録)の海事代理士の登録	登録件数
(三十) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二十二条(航空従事者技能証明)の航空従事者技能証明、同法第三百三十二条の四十(技能証明の実施)の無人航空機操縦者技能証明、同法第十条の二第一項(耐空証明)の耐空検査員の認定又は同法第七十一条の三第一項(特定操縦技能の審査)の操縦技能審査員の認定	登録件数
定期運送用操縦士の技能証明	登録件数
事業用操縦士の技能証明	登録件数
ハ自家用操縦士の技能証明	登録件数
ニ准定期運送用操縦士の技能証明	登録件数
ホ一等航空士又は航空機関士の技能証明	登録件数
ヘ二等航空士の技能証明	登録件数
ト航空通信士の技能証明	登録件数
チ一等航空整備士の技能証明	登録件数
リ二等航空整備士の技能証明	登録件数
ヌ一等航空運航整備士の技能証明	登録件数
ル二等航空運航整備士の技能証明	登録件数
ヲ航空工場整備士の技能証明	登録件数
ワ一等無人航空機操縦士の技能証明(更新の技能証明を除く)	登録件数
カ耐空検査員の認定	登録件数
ヨ操縦技能審査員の認定	登録件数
認定件数	登録件数
（三十二）不動産鑑定士の登録	登録件数
イ不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第二百五十二号)第十五条(登録)の不動産鑑定士の登録の変更の登録	登録件数
(三十二)建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第五条第一項(登録)の一級建築士の登録	登録件数
(三十三)建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の五十八第一項(登録)の建築基準適合判定資格者の登録又は同法第七十七条の六十六第一項(構造計算適合判定資格者の登録)の構造計算適合判定資格者の登録	登録件数
イ一級建築基準適合判定資格者の登録	登録件数
ロ二級建築基準適合判定資格者の登録	登録件数
ハ構造計算適合判定資格者の登録	登録件数
（三十四）マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第二百四十九号)第三十条第一項(登録)のマンション管理士の登録	登録件数
(三十五)測量法(昭和二十四年法律第二百八十八号)第四十九条第一項(測量士及び測量士補の登録)の測量士又は測量士補の登録	登録件数
イ測量士の登録	登録件数
ロ測量士補の登録	登録件数
（三十二）二認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者又は認定医療情報等取扱受託事業者の認定	登録件数
(二)医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律(平成二十一年法律第二十八号)第九条第一項(認定)の認定匿名加工医療情報作成事業者の認定	登録件数
(二)医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律(平成二十一年法律第二十八号)第九条第一項(認定)の認定匿名加工医療情報作成事業者の認定	登録件数
(三)医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律(平成四十一条(認定)の認定匿名加工医療情報作成事業者の認定	登録件数
(四)医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律(平成四十一条(認定)の認定匿名加工医療情報等取扱受託事業者の認定	登録件数
（三十三）認定個人情報保護団体の認定	登録件数

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十 七号）第四十七条第一項（認定）の認定個人情報保護 団体の認定（政令で定めるものに限る。）	警備業法（昭和四十七年法律第一百七十七号）第二十三 条（警備員等による登録講習機関の登録）	登録件数	認定件数
第三項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を 除く。）	三十四の二 インターネット異性紹介事業者による登録誘引情報提供機関の登録	登録件数	一件につき九万円
三十四の三 カジノ事業若しくはカジノ施設供用事業の免許、カジノ関連機器等製造業等の許可 又はカジノ関連機器等外国製造業の認定	三十四の三 カジノ事業若しくはカジノ施設供用事業の免許、カジノ関連機器等製造業等の許可 又はカジノ関連機器等外国製造業の認定	登録件数	一件につき九万円
（一）特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律 第八十号）第三十九条（免許等）のカジノ事業の免許 (更新の免許を除く。)	（一）特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律 第八十号）第三十九条（免許等）のカジノ事業の免許 (更新の免許を除く。)	登録件数	一件につき九万円

支店の設置の認可	銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行の 支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店 への変更の認可（臨時の営業所の設置に係る認可その 他の政令で定める認可を除く。）	認可件数	一件につき九万円
（六）信用金庫の事業の免許	（六）信用金庫の事業の免許	登録件数	一件につき九万円
（七）信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号） 第五十四条の二第一項（外国銀行代理業務に係る認可 等）の外国銀行代理業務の認可	（七）信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号） 第五十四条の二第一項（外国銀行代理業務に係る認可 等）の外国銀行代理業務の認可	登録件数	一件につき九万円
（八）信用金庫の従たる事務所の設置に係る定款変更 の認可	（八）信用金庫の従たる事務所の設置に係る定款変更 の認可	登録件数	一件につき九万円
（九）金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四 十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）の規定 による転換（当該転換後の法人が労働金庫又は信用協 同組合であるものを除く。）の認可	（九）金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四 十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）の規定 による転換（当該転換後の法人が労働金庫又は信用協 同組合であるものを除く。）の認可	登録件数	一件につき九万円
（十）金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号） 第三十三条の二（金融機関の登録）の登録	（十）金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号） 第三十三条の二（金融機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
（十一）金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第四十三号) 第一条第一項（兼営の認 可）の規定による営業の認可	（十一）金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第四十三号) 第一条第一項（兼営の認 可）の規定による営業の認可	登録件数	一件につき九万円
（十二）銀行法第五十二条の十七第一項又は第三項た だし書（銀行持株会社に係る認可等）の認可	（十二）銀行法第五十二条の十七第一項又は第三項た だし書（銀行持株会社に係る認可等）の認可	登録件数	一件につき九万円
（十三）長期信用銀行法第十六条の二の四第一項又は 第三項ただし書（長期信用銀行持株会社に係る認可等） の認可	（十三）長期信用銀行法第十六条の二の四第一項又は 第三項ただし書（長期信用銀行持株会社に係る認可等） の認可	登録件数	一件につき九万円
（四）銀行法第五十二条の三十六第一項（許可）の銀 行代理業の許可	（四）銀行法第五十二条の三十六第一項（許可）の銀 行代理業の許可	登録件数	一件につき九万円
（五）協同組合による金融事業に関する法律（昭和二 十四年法律第八百八十三号）第六条の三第一項（信用協 同組合代理業の許可）の信用協同組合代理業の許可	（五）協同組合による金融事業に関する法律（昭和二 十四年法律第八百八十三号）第六条の三第一項（信用協 同組合代理業の許可）の信用協同組合代理業の許可	登録件数	一件につき九万円

支店の設置の認可	銀行の外国における業務の委託契約の締結に係る 設置等）の規定による次に掲げる認可	認可件数	一件につき九万円
（一）長期信用銀行法（昭和二十七年法律第一百八十七 号）第六条の三第一項又は第二項（外国銀行代理業務 に係る認可等）の外国銀行代理業務の認可	（一）長期信用銀行法（昭和二十七年法律第一百八十七 号）第六条の三第一項又は第二項（外国銀行代理業務 に係る認可等）の外国銀行代理業務の認可	登録件数	一件につき九万円
（四）銀行に係る法令の規定による次に掲げる認可 イ 銀行の外国における支店の設置の認可	（四）銀行に係る法令の規定による次に掲げる認可 イ 銀行の外国における支店の設置の認可	登録件数	一件につき九万円
ロ 銀行の外国における支店以外の営業所の支店への変更の認可 外国语における支店以外の営業所の支店への変更の認可	ロ 銀行の外国における支店以外の営業所の支店への変更の認可 外国语における支店以外の営業所の支店への変更の認可	登録件数	一件につき九万円
（五）協同組合による金融事業に関する法律（昭和二 十四年法律第八百八十三号）第六条の三第一項（信用協 同組合代理業の許可）の信用協同組合代理業の許可	（五）協同組合による金融事業に関する法律（昭和二 十四年法律第八百八十三号）第六条の三第一項（信用協 同組合代理業の許可）の信用協同組合代理業の許可	登録件数	一件につき九万円

三十六の二 電子決済等取扱業者等の登録又は認定電子決済等取扱事業者協会等の認定	登録件数	登録件数
(一) 銀行法第五十二条の六十の三(登録)の電子決済等取扱業者の登録	一件につき十五万円	一件につき十五万円
(二) 信用金庫法第八十五条の三第一項(登録)の規定による金融事業に関する法律第六条の規定による登録	一件につき十五万円	一件につき十五万円
(三) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の規定による登録	一件につき十五万円	一件につき十五万円
(四) 三第一項(信託業協同組合電子決済等取扱業の登録)の規定による登録	一件につき十五万円	一件につき十五万円
(五) 信用協同組合電子決済等取扱業者の登録	一件につき十五万円	一件につき十五万円
(四) 銀行法第五十二条の六十の二十五(認定電子決済等取扱事業者協会の認定)の認定電子決済等取扱事業者協会の認定	一件につき十五万円	一件につき十五万円
(六) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の規定による登録	一件につき十五万円	一件につき十五万円
(四) 六(認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の認定)の認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の認定	一件につき十五万円	一件につき十五万円
三十六の三 電子決済等代行業者等の登録又は認定電子決済等代行業者協会等の認定	認定件数	認定件数
(一) 銀行法第五十二条の六十一の二(登録)の電子決済等代行業者の登録	登録件数	登録件数
(二) 信用金庫法第八十五条の四第一項(登録)の信用金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	登録件数
(三) 労働金庫法第八十九条の五第一項(登録)の労働金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	登録件数
(四) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の規定による登録	登録件数	登録件数
(五) 銀行法第五十二条の六十一の十九(認定電子決済等代行業者協会の認定)の認定電子決済等代行業者協会の認定	登録件数	登録件数
(六) 信用金庫法第八十五条の九(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定)の認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定	登録件数	登録件数
(七) 労働金庫法第八十九条の十(認定労働金庫電子決済等代行業者協会の認定)の認定労働金庫電子決済等代行業者協会の認定	登録件数	登録件数
(八) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の規定による登録	登録件数	登録件数
三十七 保険会社等の事業等に係る免許、登録若しくは認可、保険仲立人若しくは特定保険募集人の登録又は保険持株会社に係る認可	認定件数	認定件数
(注) 保険業法第一百七十六条(登録)の特定保険募集人の登録を受けている者(当該登録に係る同法第二条第二十四項(定義)に規定する所属保険会社等からの委託又は同法第二百七十五条第三項(保険募集の制限)に規定する保険募集再委託者からの再委託を受けている者に限る。)	一万円	一万円

が、当該所属保険会社等からの委託又は当該保険募集再委託者からの再委託を受けたことに伴い同法第二百八十条第一項第一号(変更等の届出等)の規定による届出をした場合における同条第二項の規定による登録は、新たな同法第二百七十六条の特定保険募集人の登録とみなす。	登録件数	登録件数
(一) 保険業法第三条第一項(免許)、第百八十五条第一項(免許)又は第二百十九条第一項(免許)の規定による保険業の新規免許	登録件数	登録件数
(二) 保険業法第二百七十二条第一項(登録)の少額短期保険業者の登録	登録件数	登録件数
(三) 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第二条第一項(特定保険業を行つて了一般社団法人等に関する特例)の特定保険業の認可(国)の行政機関による認可として政令で定めるものに限る。)	登録件数	登録件数
(四) 保険業法第二百八十六条(登録)の保険仲立人の登録	登録件数	登録件数
(五) 保険業法第一百七十六条の特定保険募集人の登録(同法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等からの委託又は同法第二百七十五条第三項に規定する保険募集再委託者からの再委託(一時的な必要に基づき期限を付して行われる委託又は再委託で財務省令で定めるものを除く。)を受けた者に係るものに限る。)	登録件数	登録件数
(六) 保険業法第九十九条第七項(業務の範囲等)の保険金信託業務の認可	登録件数	登録件数
(七) 保険業法第二百七十七条の十八第一項又は第三項ただし書(保険持株会社に係る認可等)の認可	登録件数	登録件数
(三十八) 信託会社若しくは外国信託会社の信託業の免許若しくは登録又は自己信託に係る事務に関する事業を行う者、特定大学技術移転事業承認事業者若しくは信託契約代理店の登録	登録件数	登録件数
(二) 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三条(免許)又は第五十三条第一項(免許)の規定による信託業の免許	登録件数	登録件数
(二) 信託業法第七条第一項(登録)の管理型信託会社の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	登録件数
(三) 信託業法第五十四条第一項(登録)の管理型外國信託会社の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	登録件数
(四) 信託業法第五十条の二第一項(信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託についての特例)の自己信託に係る事務に関する事業の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	登録件数
(五) 信託業法第五十二条第一項(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)の特定大学技術移転事業承認事業者の登録	登録件数	登録件数
(六) 信託業法第六十七条第一項(登録)の信託契約代理店の登録	登録件数	登録件数
三十九 担保付社債に関する信託事業の免許	免許件数	免許件数
担保付社債信託法第三条(免許)の担保付社債に関する信託事業の免許	一万円	一万円

(四十) 金融商品市場の開設の免許、算定期割当量に係る取引を行う市場の開設等の認可、組織変更の認可、店頭売買有価証券市場の開設の認可、外国市場取引の認可、金融商品取引所持株会社に係る認可、認定金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体の認定又は自主規制業務の認可

(二) 金融商品取引法第八十条第一項(免許)の金融商品市場の開設の免許

(二) 金融商品取引法第八十七条の二第一項(ただし書)の算定期割当量に係る取引を行う市場の開設等の認可、認定金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体の認定又は自主規制業務の認可

(二) 金融商品取引法第八十条第一項(免許)の金融商品市場の開設の免許

(二) 金融商品取引法第六十一条第一項(取引所取引業の認可)の算定期割当量に係る取引を行う市場の開設の認可、金融商品取引所持株会社グループに属する二以上の会社(金融商品会員制法人を含む。)に共通する業務に係るもの除く。)

(三) 金融商品取引法第一百一条の十七第一項(組織変更の認可)の組織変更の認可

(四) 金融商品取引法第六十七条の十二(規則の認可)の店頭売買有価証券市場の開設の認可

(五) 金融商品取引法第一百五十五条第一項(認可)の外国市場取引の認可

(六) 金融商品取引法第一百六条の十第一項又は第三項(ただし書)(認可等)の認可

(七) 金融商品取引法第七十八条第一項(認定投資者保護団体の目的及び業務)の認定投資者保護団体の認定

(九) 金融商品取引法第七十九条の七第一項(認定金融商品取引業協会の認定)の認定金融商品取引業協会の認定

		免許件数
（三） 金融商品取引法第三十条第一項(認可)の業務の認可	万円	一件につき十五
（四） 金融商品取引法第五十九条第一項(引受業務の一部の許可)の引受業務の許可	万円	一件につき九万円
（五） 金融商品取引法第六十条第一項(取引所取引業頭デリバティブ取引等業務の許可)の電子店頭デリバティブ取引等業務の許可	万円	一件につき十五
（七） 金融商品取引法第六十六条第一項(登録)の金融商品仲介業者の登録	万円	一件につき九万円
（八） 金融商品取引法第六十六条の二十七(登録)の信用格付業者の登録	万円	一件につき九万円
（九） 金融商品取引法第一百五十六条の二(免許)の金融商品取引清算機関の金融商品債務引受け業の免許	万円	一件につき十五
（十） 金融商品取引法第一百五十六条の二十の二(免許)の外国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受け業の免許	万円	一件につき十五
（十一） 金融商品取引法第一百五十六条の二十の十六第一項(他の金融商品取引清算機関等と連携する場合の連携金融商品債務引受け業の認可)の連携金融商品債務引受け業の認可	万円	一件につき十五
（十四） 証券金融会社の免許	万円	一件につき十五
（四十五） 特定金融会社等の登録	万円	一件につき十五
（四十六） 貸金業者の登録又は貸金業務取扱主任者に係る登録	万円	一件につき十五
（二） 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第三条第一項(登録)の内閣総理大臣がする貸金業者の登録(更新の登録を除く。)	万円	一件につき十五
（二） 貸金業法第二十四条の二十五第二項(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	万円	一件につき十五
（四十七） 無尽業の免許又は無尽会社の出張所等の設置の認可	万円	一件につき十五
（二） 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第二条第一項(免許)の無尽業の免許	万円	一件につき九万円
（二） 無尽業法第七条第三号(認可)の無尽会社の出張所又は代理店の設置の認可	万円	一件につき九万円
（二） 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一百二号)第十二条(登録)の金融サービス仲介業者の登録	万円	一件につき十五

		認可件数
（三） 金融商品取引法第三十条第一項(認可)の業務の認可	万円	一件につき十五
（四） 金融商品取引法第五十九条第一項(引受業務の一部の許可)の引受業務の許可	万円	一件につき九万円
（五） 金融商品取引法第六十条第一項(取引所取引業頭デリバティブ取引等業務の許可)の電子店頭デリバティブ取引等業務の許可	万円	一件につき十五
（七） 金融商品取引法第六十六条第一項(登録)の金融商品仲介業者の登録	万円	一件につき九万円
（八） 金融商品取引法第六十六条の二十七(登録)の信用格付業者の登録	万円	一件につき九万円
（九） 金融商品取引法第一百五十六条の二(免許)の金融商品取引清算機関の金融商品債務引受け業の免許	万円	一件につき十五
（十） 金融商品取引法第一百五十六条の二十の二(免許)の外国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受け業の免許	万円	一件につき十五
（十一） 金融商品取引法第一百五十六条の二十の十六第一項(他の金融商品取引清算機関等と連携する場合の連携金融商品債務引受け業の認可)の連携金融商品債務引受け業の認可	万円	一件につき十五
（十四） 証券金融会社の免許	万円	一件につき十五
（四十五） 特定金融会社等の登録	万円	一件につき十五
（四十六） 貸金業者の登録又は貸金業務取扱主任者に係る登録	万円	一件につき十五
（二） 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第三条第一項(登録)の内閣総理大臣がする貸金業者の登録(更新の登録を除く。)	万円	一件につき十五
（二） 貸金業法第二十四条の二十五第二項(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	万円	一件につき十五
（四十七） 無尽業の免許又は無尽会社の出張所等の設置の認可	万円	一件につき十五
（二） 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第二条第一項(免許)の無尽業の免許	万円	一件につき九万円
（二） 無尽業法第七条第三号(認可)の無尽会社の出張所又は代理店の設置の認可	万円	一件につき九万円
（二） 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一百二号)第十二条(登録)の金融サービス仲介業者の登録	万円	一件につき十五

(二) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第一項(変更登録等)の変更登録	登録件数	一件につき九万円	認定件数	一件につき一万五千円	五十の三 被害回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定	五十一 電気通信事業者の登録若しくは認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定	五十九 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)第七十一条第一項(特定適格消費者団体の認定)の認定(更新の認定を除く。)	二二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十三条第一項第四号(登録の申請)の業務の種別との増加に係るものに限る。)
(三) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第四十条(認定金融サービス仲介業協会の認定)の認定金融サービス仲介業協会の認定	登録件数	一件につき十五万円	認定件数	一件につき十五万円	四十九 第三人型前払式支払手段の発行者の登録、資金移動業者の登録、電子決済手段等取引業者の登録、暗号資産交換業者の登録、為替取引分析業者の許可、資金清算業の免許又は認定資金決済事業者協会の認定	四十九 第三人型前払式支払手段の発行者の登録、資金移動業者の登録、電子決済手段等取引業者の登録、暗号資産交換業者の登録、為替取引分析業者の許可、資金清算業の免許又は認定資金決済事業者協会の認定	二二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第七十七条(第三者型前払式支払手段の発行者の登録)の第三者型登録等)の登録	
(二) 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第七十七条(第三者型発行者の登録)の第三者型前払式支払手段の発行者の登録	登録件数	一件につき十五万円	認定件数	一件につき十五万円	(二) 資金決済に関する法律第三十七条(資金移動業者の登録)の資金移動業者の登録	(二) 資金決済に関する法律第三十七条(資金移動業者の登録)の資金移動業者の登録	(二) 資金決済に関する法律第六十二条第一項(変更登録等)の変更登録	
(三) 資金決済に関する法律第六十二条第一項(変更登録等)の変更登録	登録件数	一件につき十五万円	認定件数	一件につき十五万円	(四) 資金決済に関する法律第六十二条の二(電子決済手段等取引業者の登録)の電子決済手段等取引業者の登録	(四) 資金決済に関する法律第六十二条の二(電子決済手段等取引業者の登録)の電子決済手段等取引業者の登録	(四) 資金決済に関する法律第六十三条の二(暗号資産交換業者の登録)の暗号資産交換業者の登録	
(五) 資金決済に関する法律第六十三条の二(暗号資産交換業者の登録)の暗号資産交換業者の登録	登録件数	一件につき十五万円	認定件数	一件につき十五万円	(六) 資金決済に関する法律第六十三条の二(暗号資産交換業者の登録)の暗号資産交換業者の登録	(六) 資金決済に関する法律第六十三条の二(暗号資産交換業者の登録)の暗号資産交換業者の登録	(六) 資金決済に関する法律第六十三条の二(暗号資産交換業者の登録)の暗号資産交換業者の登録	
(七) 資金決済に関する法律第六十三条の二十三(為替取引分析業者の許可)の為替取引分析業者の許可	登録件数	一件につき十五万円	認定件数	一件につき十五万円	(八) 資金決済に関する法律第六十三条の二十三(第一項(業務の種別の変更の許可等)の変更の許可)	(八) 資金決済に関する法律第六十三条の二十三(第一項(業務の種別の変更の許可等)の変更の許可)	(八) 資金決済に関する法律第六十三条の二十三(第一項(業務の種別の変更の許可等)の変更の許可)	
(九) 資金決済に関する法律第六十四条第一項(資金清算機関の免許等)の資金清算業の免許	登録件数	一件につき十五万円	認定件数	一件につき十五万円	(十) 資金決済に関する法律第八十七条(認定資金決済事業者協会の認定)	(十) 資金決済に関する法律第八十七条(認定資金決済事業者協会の認定)	(十) 資金決済に関する法律第八十七条(認定資金決済事業者協会の認定)	
五十 有限責任監査法人若しくは登録上場会社等監査人の登録又は公認会計士に係る実務補習団体等の認定	登録件数	一件につき十五万円	認定件数	一件につき十五万円	(十一) 資金決済に関する法律第三十四条の二十四(有限責任監査法人の登録)	(十一) 資金決済に関する法律第三十四条の二十四(有限責任監査法人の登録)	(十一) 資金決済に関する法律第三十四条の二十四(有限責任監査法人の登録)	
(二) 公認会計士法第三十四条の二十四(有限責任監査法人の登録)の登録	登録件数	一件につき十五万円	認定件数	一件につき十五万円	(十二) 公認会計士法第三十四条の三十四の二(登録上場会社等監査人の登録)	(十二) 公認会計士法第三十四条の三十四の二(登録上場会社等監査人の登録)	(十二) 公認会計士法第三十四条の三十四の二(登録上場会社等監査人の登録)	
(三) 公認会計士法第三十六条第一項(実務補習)の実定	登録件数	一件につき十五万円	認定件数	一件につき十五万円	(十三) 公認会計士法第三十六条第一項(実務補習)の実定	(十三) 公認会計士法第三十六条第一項(実務補習)の実定	(十三) 公認会計士法第三十六条第一項(実務補習)の実定	
五十一 消費生活相談員に係る登録試験機関の登録	登録件数	一件につき十五万円	認定件数	一件につき十五万円	(十四) 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条の三第一項(登録試験機関の登録)の登録	(十四) 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条の三第一項(登録試験機関の登録)の登録	(十四) 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条の三第一項(登録試験機関の登録)の登録	
五十二 服務補習団体等の認定	登録件数	一件につき十五万円	認定件数	一件につき十五万円	(十五) 电子委任状の普及の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第四条第一項(認定)の認定認証事業者の認定(更新の認定を除く。)	(十五) 电子委任状の普及の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第四条第一項(認定)の認定認証事業者の認定(更新の認定を除く。)	(十五) 电子委任状の普及の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第四条第一項(認定)の認定認証事業者の認定(更新の認定を除く。)	
五十三 电子署名に係る認定認証事業者又は認定外國認証事務の認定	登録件数	一件につき九万円	認定件数	一件につき九万円	(十六) 电子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第四条第一項(認定)の認定認証事業者の認定(更新の認定を除く。)	(十六) 电子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第四条第一項(認定)の認定認証事業者の認定(更新の認定を除く。)	(十六) 电子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第四条第一項(認定)の認定認証事業者の認定(更新の認定を除く。)	
五十四 电子委任状の普及の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第四条第一項(認定)の認定認証事業者の認定(更新の認定を除く。)	登録件数	一件につき九万円	認定件数	一件につき九万円	(十七) 电子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第四条第一項(認定)の認定認証事業者の認定(更新の認定を除く。)	(十七) 电子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第四条第一項(認定)の認定認証事業者の認定(更新の認定を除く。)	(十七) 电子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第四条第一項(認定)の認定認証事業者の認定(更新の認定を除く。)	
五十五 电子委任状取扱業務の認定(更新の認定を除く。)	登録件数	一件につき九万円	認定件数	一件につき九万円	(十八) 电子委任状取扱業務の認定(更新の認定を除く。)	(十八) 电子委任状取扱業務の認定(更新の認定を除く。)	(十八) 电子委任状取扱業務の認定(更新の認定を除く。)	
五十六 电子委任状の普及の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第四条第一項(認定)の認定認証事業者の認定(更新の認定を除く。)	登録件数	一件につき九万円	認定件数	一件につき九万円	(十九) 电子委任状の普及の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第四条第一項(認定)の認定認証事業者の認定(更新の認定を除く。)	(十九) 电子委任状の普及の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第四条第一項(認定)の認定認証事業者の認定(更新の認定を除く。)	(十九) 电子委任状の普及の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第四条第一項(認定)の認定認証事業者の認定(更新の認定を除く。)	

(一) たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）	登録件数
第十一条第一項（製造たばこの特定販売業の登録）の規定による製造たばこの特定販売業の登録	登録件数
(二) たばこ事業法第二十条（製造たばこの卸売販売業の登録）の規定による製造たばこの卸売販売業の登録	登録件数
(三) たばこ事業法第二十二条第一項（製造たばこの小売販売業の許可）の規定による製造たばこの小売販売業の許可（同法第二十四条第一項（許可の条件等）の規定による期限が付された許可を除く。）	許可件数
(四) たばこ事業法第二十六条第一項（出張販売）の規定による製造たばこの小売販売の許可（同法第二項において準用する同法第二十四条第一項の規定による期限が付された許可を除く。）	登録件数
六十七 塩製造業者、塩特定販売業者又は塩卸売業者の登録	登録件数

(一) 塩事業法（平成八年法律第三十九号）第五条第一項（塩製造業の登録）の登録件数	登録件数
(二) 塩事業法第十六条第一項（塩特定販売業の登録）の登録件数	登録件数
(三) 塩事業法第十九条第一項（塩卸売業の登録）の登録件数	登録件数
六十八 著作権等管理事業者の登録	登録件数
著作権等管理事業法（平成十二年法律第一百三十一号）第三条（登録）の規定による著作権等管理事業者の登録	登録件数
六十九 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六百六十七号）第十二条の二第一項（登録認証機関の登録）の登録	登録件数
(一) 放射性同位元素等の規制に関する法律第十二条の八第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数
(四) 放射性同位元素等の規制に関する法律第十八条の十（登録定期確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数
(五) 放射性同位元素等の規制に関する法律第十八条の二第二項（登録運搬方法確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数
第二項（登録運搬方法確認機関に係る登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数

(六) 放射性同位元素等の規制に関する法律第十九条の二第二項（登録埋設確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数
(八) 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第二項（登録試験機関の登録）の登録試験機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数
(七) 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十三条の三第一項（登録濃度確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数
(九) 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数
(十) 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十六条の二第二項（登録放射線取扱主任者定期講習機関の登録）（同法第三十八条の三（登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録）において準用する場合を含む。）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数
六十九の一 特定先端大型研究施設に係る登録施設利用促進機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数
六十九の二 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第八条第一項（登録施設利用促進機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数
六十九の三 児童生徒等の災害に係る共済事業の認可（PTA・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）第三条（認可）の文部科学大臣がする共済事業の認可）	登録件数
七十 水道事業の認可若しくは給水区域の変更の認可、水道用水供給事業の認可若しくは給水対象の変更の認可又は登録水質検査機関若しくは登録簡易専用水道検査機関の登録	登録件数
(二) 水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）第六条第一項（事業の認可及び経営主体）の水道事業の認可（政令で定めるものに限る。）又は同法第十条第一項（事業の変更）の規定による給水区域の拡張に係る変更の認可（これらの認可を受けている給水区域の属する市町村内における給水区域の拡張に係るものと除き、政令で定めるものに限る。）	登録件数
(三) 水道法第二十六条第三項（登録水質検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数
(四) 水道法第三十四条の二第二項（登録簡易専用水道検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数
七十一 食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録	登録件数

		登録件数		一件につき十五	
		登録件数		万円	
七十九項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	許可件数	一件につき十五	万円	一件につき十五
七十二削除	登録件数	許可件数	一件につき十五	万円	一件につき十五
七十三販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機関の登録	登録件数	許可件数	一件につき十五	万円	一件につき十五
七十四業として行う採血の許可	登録件数	許可件数	一件につき十五	万円	一件につき十五
七十五業として行う臓器のあつせんの許可	登録件数	許可件数	一件につき十五	万円	一件につき十五
七十六精神保健指定医に係る登録研修機関の登録	登録件数	許可件数	一件につき十五	万円	一件につき十五
七十七医薬品等の製造販売業、製造業若しくは修理業に係る登録認証機関の登録	登録件数	許可件数	一件につき十五	万円	一件につき十五
（一）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）以下「医薬品医療機器等法」という。）第十二条第一項（製造販売業の許可）（医薬品医療機器等法第八十一条に適用する場合を含む。）の第一種医薬品製造販売業許可、第二種医薬品製造販売業許可又は化粧品製造販売業許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）	登録件数	許可件数	一件につき九万	円	一件につき九万
（二）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）以下「医薬品医療機器等法」という。）第十三条第一項（動物用医薬品等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の第一種医薬品製造販売業許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）	登録件数	許可件数	一件につき九万	円	一件につき九万
（三）医薬品医療機器等法第十三条の二の二第一項（保管のみを行う製造所に係る登録）の医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行なう製造所の登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）	登録件数	許可件数	一件につき九万	円	一件につき九万
（四）医薬品医療機器等法第十三条の三第一項（医薬品等外国製造業者の認定）の医薬品等外国製造業者の認定又は同条第三項において準用する医薬品医療機器等の登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）	登録件数	許可件数	一件につき九万	円	一件につき九万

		登録件数		一件につき九万	
		登録件数		万円	
（五）医薬品医療機器等法第十三条の三の二第一項（医薬品等外国製造業者の保管のみを行なう製造所に係る登録）の医薬品等外国製造業者の保管のみを行なう製造所の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	許可件数	一件につき九万	円	一件につき九万
（六）医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項（医薬品等外国製造業者の保管のみを行なう製造所に係る登録）の医薬品等外国製造業者の保管のみを行なう製造所の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	許可件数	一件につき九万	円	一件につき九万
（七）医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項（医薬品医療機器等の登録）の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可、第三種医療機器製造販売業許可又は体外診断用医薬品製造販売業許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）	登録件数	許可件数	一件につき九万	円	一件につき九万
（八）医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項（医療機器等外国製造業者の登録）の医療機器等外国製造業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	許可件数	一件につき九万	円	一件につき九万
（九）医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項（製造販売業の許可）（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の再生医療等製品の製造販売の事業の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）	登録件数	許可件数	一件につき九万	円	一件につき九万
（十）医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項（製造販売業の許可）（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の再生医療等製品の製造業の許可又は同条第八項の規定による製造所に係る許可の区分の追加の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）	登録件数	許可件数	一件につき九万	円	一件につき九万
（十一）医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項（再生医療等製品外国製造業者の認定）の再生医療等製品外国製造業者の認定又は同条第三項において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項（製造業の許可）の再生医療等製品の製造業の許可又は同条第七項の規定による製造所に係る修理業の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）	登録件数	許可件数	一件につき九万	円	一件につき九万
（十二）医薬品医療機器等法第四十条の二第一項（医療機器の修理業の許可）の医療機器の修理業の許可又は同条第七項の規定による事業所に係る修理区分の追加の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）	登録件数	許可件数	一件につき九万	円	一件につき九万
（十三）医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条第一項若しくは第八項（医薬品医療機器等法第十三条の三第三項において準用する場合を含む。）第十三条の二の二第一項、第十三条の三第一項、第十三条の二第二項、第二十三条の二の三第一項、第二十三	登録件数	許可件数、認定件数	一件につき九万	円	一件につき九万

		登録件数		一件につき九万	
		登録件数		万円	
（四）医薬品医療機器等法第十三条の三第一項（医薬品等外国製造業者の認定）の医薬品等外国製造業者の認定又は同条第三項において準用する医薬品医療機器等の登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）	登録件数	許可件数、認定件数	一件につき九万	円	一件につき九万

条の二の四第一項、第二十三条の二十二第一項若しくは第八項（医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第三項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二十四第一項又は第四十条の二第一項若しくは第七項の規定による許可、認定又は登録（政令で定めるものに限り、更新の許可、認定又は登録を除く。）

（十四）医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項（登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

七十七の二 特定細胞加工物の製造の許可又は外国における特定細胞加工物の製造の認定
 （一）再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第三十五条第一項（特定細胞加工物の製造の許可）の特定細胞加工物の製造の許可（更新の許可を除く。）
 （二）再生医療等の安全性の確保等に関する法律第三十九条第一項（外国における特定細胞加工物の製造の認定）の外国における特定細胞加工物の製造の認定（更新の認定を除く。）

七十八 介護支援専門員実務研修受講試験に係る登録試験問題作成機関の登録
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十九条の十一第一項（登録試験問題作成機関の登録）の登録
 七十九 確定拠出年金運営管理業の登録
 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八十一条第一項（登録）の確定拠出年金運営管理業の登録
 八十 在宅就業支援団体の登録
 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第七十四条の三第一項（在宅就業支援団体の登録）の登録（更新の登録を除く。）

八十一 有料職業紹介事業若しくは労働者派遣事業の許可、港湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若しくは建設業務労働者就業機会確保事業の許可（注）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第二項（業務等）の規定による届出が同条第三項の規定により職業安定法第三十条第一項（有料職業紹介事業の許可）の規定による許可とみなされる場合における当該届出は、有料の職業紹介事業の許可とみなす。

（一）職業安定法第三十条第一項の有料の職業紹介事業の許可（更新の許可を除く。）
 （二）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項（労働者派遣事業の許可）の労働者派遣事業の許可（更新の許可を除く。）
 （三）港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第十一条第一項（港湾労働者派遣事業の許可）の港湾労働者派遣事業の許可（更新の許可を除く。）
 （四）港湾労働法第十八条第一項（派遣事業対象業務の種類の変更等）の変更の許可（同法第十二条第二項）

第四号の港湾ごとの派遣事業対象業務の種類の増加に係るものに限る。）

（五）建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第十八条第一項（建設業務有料職業紹介事業の許可）の建設業務有料職業紹介事業の許可（更新の許可を除く。）

（六）建設労働者の雇用の改善等に関する法律第三十条第一項（建設業務労働者就業機会確保事業の許可）の建設業務労働者就業機会確保事業の許可（更新の許可を除く。）

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき九万円
------	----------

許可件数	一件につき一万五千円
------	------------

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）	認可件数	一件につき十五万円
第三条（認可）の厚生労働大臣がする共済事業の認可		
八十五 中央卸売市場の認定		
卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第一項（中央卸売市場の認定）の中央卸売市場の認定	認定件数	一件につき一万五千円
八十五の二 輸出植物等の検査に係る登録検査機関の登録	登録件数	一件につき九万円
植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第二条第四項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）又は同法第十条の六第一項（変更登録）の変更登録（同法第十条の四第二項第三号（登録の基準）の規定による植物防疫法の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
八十六 農産物検査に係る登録検査機関の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(一) 農産物検査法（昭和二十六年法律第一百四十四号）第二条第五項（登録検査機関の登録）の登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
(二) 農産物検査法第十九条第一項（変更登録）の変更登録（同法第十七条第四項第四号（登録事項）の登録の区分の増加に係る変更登録で政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
(三) 農産物検査法第十九条第一項の変更登録（同法第十七条第四項第三号の農産物の種類又は同項第五号の区域の増加に係る変更登録で政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
八十七 日本農林規格による格付の表示等に係る登録認証機関若しくは登録外国認証機関の登録	登録件数	一件につき三万円
(一) 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律百七十五号）第二条第三項（登録認証機関又は登録外国認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 日本農林規格等に関する法律第四十二条（登録試験業者の登録）の登録試験業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
八十七の二 登録生産者団体の登録又は変更の登録	登録件数	一件につき九万円
特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第六条（特定農林水産物等の登録）の登録生産者団体の登録又は同法第十五条第一項（生産者団体を追加する変更の登録）の変更の登録	登録件数	一件につき九万円
八十七の三 輸出証明書に係る登録発行機関の登録又は施設認定農林水産物等の適合施設に係る登録認定機関の登録	登録件数	一件につき九万円
(一) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第二条第四項（登録発行機	登録件数	一件につき九万円

関の登録）の登録発行機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第十六条（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律）第十六条第一項（登録）の規定による登録再生利用事業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第十六条第一項（農林漁業体験民宿業者の登録）の農林漁業体験民宿業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第十六条第一項の登録実施機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
九十一 農林漁業体験民宿業者の登録又は農林漁業体験民宿業者に係る登録実施機関の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(二) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第十六条第一項（農林漁業体験民宿業者の登録）の農林漁業体験民宿業者の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(二) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第十六条第一項（農林漁業体験民宿業者の登録）の農林漁業体験民宿業者の登録	登録件数	一件につき一万五千円

九十一の二 木材関連事業者の登録又は木材関連事業者に係る登録実施機関の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(一) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第四十八号)第八条(木材関連事業者の登録)の木材関連事業者の登録(更新の登録を除く。)		
(二) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第四十八号)第八条(木材関連事業者の登録)の木材関連事業者の登録(更新の登録を除く。)		
九十二 馬主の登録	登録件数	一件につき一万五千円
競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)第十三条第一項(馬主の登録)の馬主の登録	登録件数	一件につき一万五千円
九十三 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可	登録件数	一件につき一万五千円
(一) 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可又は農林中央金庫等の代理業の許可	登録件数	一件につき一万五千円
(二) 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第一項(許可)の農林中央金庫代理業の許可	登録件数	一件につき一万五千円
(三) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第九十二条の二第一項(許可)の特定信用事業代理業の許可	登録件数	一件につき一万五千円
(四) 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第一百六条第一項(許可)の特定信用事業代理業の許可	登録件数	一件につき一万五千円
九十三の二 農林中央金庫電子決済等代行業者等の登録又は認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会等の認定	登録件数	一件につき一万五千円
(一) 農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項(登録)の農林中央金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(二) 農業協同組合法第九十二条の五の二第一項(登録)の特定信用事業電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(三) 水産業協同組合法第二百十条第一項(登録)の特定信用事業電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき一万五千円
九十四 会員商品取引所の設立若しくは株式会社商品取引所の許可、算定期割当量に係る取引を行う市場の開設等の認可、商品取引所持株会社に係る認可又は第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	登録件数	一件につき十五万円

九号) 第九条(設立の許可)の会員商品取引所の設立の許可又は同法第七十八条(株式会社商品取引所の許可)の株式会社商品取引所の許可	認可件数	一件につき十五万円
(二) 商品先物取引法第三百三十二条第一項(組織変更の認可)の組織変更の認可	認可件数	一件につき十五万円
(四) 商品先物取引法第九十六条の二十五第一項又は第三項ただし書(認可等)の認可	認可件数	一件につき十五万円
(五) 商品先物取引法第三百三十二条第一項(第一種特定商品市場類似施設の開設の許可)の第一種特定商品市場類似施設の開設の許可	認可件数	一件につき十五万円
(六) 商品先物取引法第三百三十五条第一項(第二種特定商品市場類似施設の開設の許可)の第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	認可件数	一件につき十五万円
(七) 商品先物取引法第三百三十五条第一項(変更の許可等)(同法第三百四十五条(準用)において準用する場合を含む。)の規定による変更の許可(同法第三百三十二条第二項第三号又は第三百四十二条第二項第三号の取引の対象となる商品又は商品指數の増加に係るものに限る。)	認可件数	一件につき三万円
九十五 商品先物取引業の許可、商品先物取引仲介業者の登録、商品取引債務引受業の許可又は委託者保護基金の設立の認可	認可件数	一件につき十五万円
(二) 商品先物取引法第二百四十条の二第一項(登録)の商品先物取引業者の登録(更新の登録を除く。)	認可件数	一件につき十五万円
(三) 商品先物取引仲介業者の登録(更新の登録を除く。)	認可件数	一件につき十五万円
(四) 商品先物取引法第二百六十七条(許可)の商品取引債務引受業の許可	認可件数	一件につき十五万円
九十六 商品投資顧問業の許可又は業務の種類の変更の認可	認可件数	一件につき十五万円
(一) 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第三条(商品投資顧問業者の許可)の商品投資顧問業の許可(更新の許可を除く。)	認可件数	一件につき十五万円
(二) 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第三条(商品投資顧問業者の許可)の商品投資顧問業の許可(更新の許可を除く。)	認可件数	一件につき三万円
九十六の一 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定	認可件数	一件につき三万円

	登録件数
(一) 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の三（登録）の商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録	一件につき九万円
(二) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一（認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定）の認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定	一件につき十五万円
九十七 石油パイプライン事業の許可又は事業用施設の変更の許可（石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第一項（石油パイプライン事業の許可）の石油パイプライン事業の許可又は同法第八条第一項（事業用施設の変更）の導管に係る変更の許可（導管の延長の増加に係る許可で政令で定めるものに限る。）	一件につき九万円
九十八 石油輸入業者の登録	一件につき九万円
石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十六条（登録）の石油輸入業者の登録	一件につき九万円
九十九 撥発油販売業者、撗発油特定加工業者若しくは軽油特定加工業者の登録又は撗発油等に係る分析機関の登録	一件につき九万円
(一) 撇発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第三条（撗発油販売業者の登録）の撗発油販売業者の登録	一件につき三万円
(二) 撇発油等の品質の確保等に関する法律第十二条の二（撗発油特定加工業者の登録）の撗発油特定加工業者の登録	一件につき九万円
(三) 撇発油等の品質の確保等に関する法律第十二条の九（軽油特定加工業者の登録）の軽油特定加工業者の登録	一件につき九万円
(四) 撇発油等の品質の確保等に関する法律第十六条の二（撗発油特定加工業者の登録）の撗発油特定加工業者の登録	一件につき九万円
一百 気体小売事業の登録、旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更の許可、認定高度保安実施ガス小売事業者の認定、一般ガス導管事業の許可若しくはガスの供給区域の変更の許可、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者若しくは認定高度保安実施ガス製造事業者の認定又は登録ガス工作物検査機関の登録	五千円
(二) ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条（事業の登録）のガス小売事業の登録	一件につき九万円
(二) 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十三条第一項（旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更等）の指定旧供給区域等の変更の許可（同法第五条（ガス事業法の一部改正）の規定による改正前のガス事業法（二二）において「旧ガス事業法」という。）第六条第二項第三号（許可証）の供給区域の増加に係るものに限り、当該供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものと除く。）	一千五百円
(三) 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十三条第一項の指定旧供給区域等の変更の許可（旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給地点群の増加に係るものに限る。）	一千五百円
(四) ガス事業法第三十四条の二（認定）の認定高度保安実施ガス小売事業者の認定（更新の認定を除く。）	一千五百円
(五) ガス事業法第三十五条（事業の許可）的一般ガス導管事業の許可又は同法第四十条第一項（供給区域の変更）の供給区域の増加に係る変更の許可（これらに許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものと除く。）	一千五百円
一百 液化石油ガス販売事業者の登録、保安機関の認定若しくは一般消費者等の数の増加の認可又は特定液化石油ガス器具等に係る検査機関の登録	一千五百円

	登録件数
(二) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三条第一項（事業の登録）の経済産業大臣がする液化石油ガス販売事業者の登録	一件につき三万円
(二) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十九条第一項（認定）の経済産業大臣がする保安機関の認定（更新の認定を除く。）	五千円
(三) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十三条第一項（一般消費者等の数の増加の認可等）の規定により経済産業大臣がする保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可	一万円
(四) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	五千円
一百一 気体小売事業の登録、旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更の許可、認定高度保安実施ガス小売事業者の認定、一般ガス導管事業の許可若しくはガスの供給区域の変更の許可、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者若しくは認定高度保安実施ガス製造事業者の認定又は登録ガス工作物検査機関の登録若しくは特定ガス用品に係る検査機関の登録	一千五百円
(二) ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条（事業の登録）のガス小売事業の登録	一千五百円
(二) 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十三条第一項（旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更等）の指定旧供給区域等の変更の許可（同法第五条（ガス事業法の一部改正）の規定による改正前のガス事業法（二二）において「旧ガス事業法」という。）第六条第二項第三号（許可証）の供給区域の増加に係るものに限り、当該供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものと除く。）	一千五百円
(三) 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十三条第一項の指定旧供給区域等の変更の許可（旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給地点群の増加に係るものに限る。）	一千五百円
(四) ガス事業法第三十四条の二（認定）の認定高度保安実施ガス小売事業者の認定（更新の認定を除く。）	一千五百円
(五) ガス事業法第三十五条（事業の許可）的一般ガス導管事業の許可又は同法第四十条第一項（供給区域の変更）の供給区域の増加に係る変更の許可（これらに許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものと除く。）	一千五百円

(六) ガス事業法第七十一条の二（認定）の認定高度度保安実施一般ガス導管事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数
(七) ガス事業法第八十四条の二（認定）の認定高度度保安実施特定ガス導管事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数
(八) ガス事業法第八十四条の二（認定）の認定高度度保安実施ガス製造事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数
(九) ガス事業法第三十三条第一項（登録ガス工作物検査機関の登録）（同法第八十四条第一項（登録ガス工作物検査機関の登録）において準用する場合を含む。）又は第百二条第一項（登録ガス工作物検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	認定件数
(十) ガス事業法第一百四十六条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	認定件数

申請件数	登録件数	一件につき九万円
（既に（十）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	（既に（十）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	（既に（十）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
（既に（十）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	（既に（十）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	（既に（十）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）

百三 热供給事業の登録 （事業の登録）の热供給事業の登録	登録件数	一件につき九万円
(一) 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条の二（事業の登録）の小売電気事業の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十二号）附則第十七条第一項（指定旧供給区域の変更等）の変更の許可（同法附則第十六条第一項（みなし小売電気事業者の供給義務等）に規定する指定旧供給区域の増加に係るもの（当該指定旧供給区域の属する市町村内における指定旧供給区域の増加に係るもの）に係る。）	登録件数	一件につき九万円
(三) 電気事業法第三条（事業の許可）の一般送配電事業の許可又は同法第八条第一項（供給区域の変更）の変更の許可（同法第六条第二項第五号（許可証）に掲げる供給区域の増加に係るもの（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るもの）を除く。）に係る。）	登録件数	一件につき九万円
(四) 電気事業法第十四条第一項（供給区域外に設置する電線路による供給）の供給区域外の供給の許可（電事業の許可又は同法第二十七条の七の三第一項（振替供給の相手方の変更）の変更の許可（同法第二十七条の七第二項第五号（許可証）に掲げる振替供給の相手方である一般送配電事業者又は配電事業者の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき一万五千円
(五) 電気事業法第二十七条の四（事業の許可）の送電事業の許可又は同法第二十七条の七の三第一項（振替供給の相手方の変更）の変更の許可（同法第二十七条の七第二項第五号（許可証）に掲げる振替供給の相手方である一般送配電事業者又は配電事業者の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき一万五千円
(六) 電気事業法第二十七条の十二の二（事業の許可）の配電事業の許可又は同法第二十七条の十二の七第一項（供給区域の変更）の変更の許可（同法第二十七条の十二の五第二項第五号（許可証）に掲げる供給区域の増加に係るもの（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るもの）を除く。）に係る。）	登録件数	一件につき一万五千円
(七) 電気事業法第二十七条の十二の十三（準用）において準用する同法第二十四条第一項の供給区域外の供給の許可（電気事業法第二十七条の十二の十三（準用）において準用する同法第二十四条第一項の供給区域外の供給の許可）	登録件数	一件につき一万五千円
(八) 電気事業法第二十七条の十五（小売供給の登録）の特定送配電事業者による小売供給の登録	登録件数	一件につき一万五千円

許可件数	許可件数	一件につき十五万円
（既に（十）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	（既に（十）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	（既に（十）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
（既に（十）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	（既に（十）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	（既に（十）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
（既に（十）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	（既に（十）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	（既に（十）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）

(九) 電気事業法第二十七条の三十三第一項（特定供給）の電気を供給する事業の許可	許可件数
(十) 電気事業法第五十五条の三（認定）の認定高度保安実施設置者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数
(十一) 電気事業法第三十七条の四（認定電気使用者情報利用者等協会の認定）の認定電気使用者情報利用者等協会の認定	認定件数
(十二) 電気事業法第四十八条の二第一項（登録適合性確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	認定件数
(十三) 電気事業法第五十一条第三項（登録安全管理審査機関の登録）又は第五十五条第四項（登録安全管理審査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	認定件数
(十四) 電気事業法第五十七条の二第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	認定件数
百五 登録電気工事業者の登録	登録件数
電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第三条第一項（登録）の経済産業大臣がする登録電気工事業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数
百六 特定事業者等が設置している工場等に係る登録調査機関の登録	登録件数
百七 工業用水道事業の許可又は給水区域の変更の許可	登録件数
百八 深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）第四条第一項（深海底鉱業の許可）の深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）可又は同法第十四条第一項（深海底鉱区等の変更）の規定による変更の許可（同法第十三条第二項第六号（許可証）の深海底鉱区の面積の増加に係るものに限る。）	許可件数
百九 アルコールの製造、輸入若しくは販売の事業又は工業用使用の許可	許可件数
(一) アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第三条第一項（製造の許可）の規定によるアルコールの製造の事業の許可又は同法第十六条第一項（輸入の許可）の規定によるアルコールの輸入の事業の許可	一件につき十五万円
(二) アルコール事業法第二十一条第一項（販売の許可）の規定によるアルコールの販売の事業の許可	一件につき九万円
(三) アルコール事業法第二十六条第一項（使用の許可）の規定によるアルコールの使用の許可又は同法第三十条（準用）において準用する同法第八条第一項（変更の許可等）の変更の許可（同法第二十六条第二項第六号の使用施設ごとのアルコールの用途の増加に係るものに限る。）	一件につき十五万円
百十 航空機若しくは航空用機器の製造事業若しくは修理事業の許可又は事業の区分の変更の許可	一件につき九万円
航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条の二（事業の許可）の航空機若しくは特定機器の製造若しくは修理の事業の許可又は同法第二条の八第一項（事業の区分の変更）の規定による変更の許可（同法第二条の六第二項第三号（許可証）の事業の区分の増加に係るものに限る。）	許可件数
百十一 特定電気用品に係る検査機関の登録	許可件数
電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第九条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）	許可件数
百十二 特別特定製品に係る検査機関の登録	申請件数
百十三 日本産業規格への適合の表示に係る登録認証機関の登録者若しくは外国試験事業者の登録	申請件数
(二) 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十条第一項若しくは第二項（登録認証機関の登録）、第三十一条第一項（登録認証機関の登録）、第三十二条第一項から第三項まで（登録認証機関の登録）、第三十三条第一項（登録認証機関の登録）又は第三十七条第一項（登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	申請件数
(二) 産業標準化法第五十七条第一項（試験事業者の試験所の登録）の国内にある試験所における製品試験等に係る事業者の登録（更新の登録を除く。）	申請件数
五百円）	五百円）

(四) 鉄道事業法第六十二条第一項(軌道からの変更) の規定による軌道事業から鉄道事業への変更の許可 (一)に掲げる許可を受けている者が当該許可に係る路線に接続して路線を延長することの許可で政令で定めるものを除く。)	可	(二) 鉄道事業法第三十二条(許可)の索道事業の許可 (三) 軌道法第三条(事業の特許)(同法第三十一条(軌道に準するもの)において準用する場合を含む。)の軌道事業の特許(当該特許を受けている者が当該特許に係る路線に接続して路線を延長することの特許で政令で定めるものを除く。)	許可件数 一件につき十五万円(二)に掲げる許可が無軌条の路線に係るものについては、九万円 一件につき三万円	特許件数 一件につき十五万円(三)に掲げる特許が無軌条の路線に係るものについては、九万円	許可件数 一件につき九万円	(二) 鉄道事業法第三十三条第一項(許可)の規定による 第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可(当該許可を受けている者が当該許可に係る路線に接続して路線を延長することで政令で定めるもの及び一時的な需要のために期間を限定して行う許可を除く。)		(二) 鉄道事業法第三十三条第一項(許可)の規定による 第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可(当該許可を受けている者が当該許可に係る路線に接続して路線を延長することで政令で定めるもの及び一時的な需要のために期間を限定して行う許可を除く。)	
						百二十一 自動車道事業の免許	免許件数 一件につき十五万円	免許件数 一件につき十五万円	免許件数 一件につき十五万円
百二十二 高速道路の新設又は改築の許可	免許件数 一件につき十五万円	(五) 道路運送法第四十七条第一項(免許)の自動車道事業の免許	免許件数 一件につき十五万円	免許件数 一件につき十五万円	免許件数 一件につき十五万円	(二) 道路運送車両法第四十九条第一項(定期点検整備)の点検に付随して行われる自動車又はその部分の整備又は改造の事業(口において「点検付随整備事業」という。)の全部の実施に係る認定で財務省令で定めるもの		(二) 道路運送車両法第四十九条第一項(定期点検整備)の点検に付随して行われる自動車又はその部分の整備又は改造の事業(口において「点検付随整備事業」という。)の全部の実施に係る認定で財務省令で定めるもの	
						百二十三 自動車ターミナル事業の許可	免許件数 一百二十三	免許件数 一百二十三	免許件数 一百二十三

(注) 流通業務総合効率化促進法第十五条第一項(自動車ターミナル事業の許可)の規定による高規格道路の新設又は改築の許可	許可件数 一件につき十五万円
(二) 道路運送車両法(昭和三十四年法律第百三十六号)第三条(事業の許可)の自動車ターミナル事業の許可	免許件数 一百二十四
百二十四 優良自動車整備事業者の認定又は自動車の登録に係る登録情報処理機関若しくは登録情報提供機関の登録	免許件数 一百二十四
(二) 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第九十四条第一項(優良自動車整備事業者の認定)	免許件数 一百二十四
百二十四 優良自動車整備事業者の認定又は自動車の登録に係る登録情報処理機関若しくは登録情報提供機関の登録	免許件数 一百二十四
(二) 道路運送車両法第七条第四項(登録情報処理機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 一百二十四
(三) 道路運送車両法第二十二条第三項(登録情報提供機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 一百二十四
百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可	登録件数 一百二十四
(注) 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の四十五(道路運送法の特例)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条(道路運送法の特例)、第二十七条の十(道路運送法の特例)、第二十七条の四第一項(道路運送法の特例)、第二十七条の十八第一項(道路運送法の特例)、第二十九条の九(鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による住宅団地再生第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による住宅団地再生送法の特例)又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条(道路運送法の特例)により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域再生法第十七条の四十四第三項(住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定、同法第二十七条の三第二項(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定)、同法第七項において準用する場合を含む。)の規定による地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項(道路運送利便増進実施計画の認定、同法第二十七条の七第三項(貨客運送効率化実施計画の認定)(同法第十項において準用する場合を含む。)の規定による道路運送高度化実施計画の認定)の規定による地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十九条の四第六項(交通手段再構築実定による地域公共交通利便増進実施計画の認定、同法第二十九条の九において準用する場合を含む。)の規定による地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十九条の四第六項(交通手段再構築実	登録件数 一百二十四

証事業計画の作成) (同条第七項において準用する場合を含む。) の規定による交通手段再構築実証事業計画の公表若しくは同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項(道路運送便増進実施計画の認定) (同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。) の規定による道路運送便増進実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十四条第二項又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号)第八条の八第一項(道路運送法の特例)若しくは第十三条第一項(道路運送法の特例)の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十条第八項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条の七第一項(事業者計画の認可)の規定による事業者計画の認可若しくは同法第十一条第四項(活性化事業計画の認定) (同条第六項において準用する場合を含む。) の規定による活性化事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、地域再生法第十七条の四十五又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における地域再生法第十七条の四十四第三項の規定による住宅団地再生道路運送便増進実施計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項の規定による道路運送便増進実施計画の認定は当該許可と、地域再生法第十七条の五十(貨物自動車運送事業法の特例)、流通業務総合効率化促進法第十条第一項(貨物自動車運送事業法の特例)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の十一(貨物自動車運送事業法の特例)、福島復興再生特別措置法第七十一条第一項(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十六条(貨物自動車運送事業法の特例)の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における地域再生法第十七条の四十七第三項(住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定) (同条第七項において準用する場合を含む。) の規定による住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定、流通業務総合効率化促進法第四条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の七第三項の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、福島復興再生特別措置法第七条第十四項(福島復興再生計画の認定)の規定による福島復興再生計画の認定若しくは同法第七条の二第一項(東日本大震災復興特別区域法の準用)において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項(認定復興推進計画の変更)の規定による福島復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項(貨物運送共同化実施計画の認定) (同条第七項において準用する場合を含む。) の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可とみなす。

(二) 道路運送法第十五条第一項(事業計画の変更) の規定による事業計画の変更の認可		認可件数
ロ (一) 口に掲げる許可(政令で定めるもの)を除く。 ハにおいて同じ。)を受けている者が道路運送法第五条 第一項第三号の営業区域を増加することに係る事業計 画の変更の認可で財務省令で定めるもの	一件につき五千円	五千円
ハ (二) 口に掲げる許可を受けている者が特定地域及 び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の 適正化及び活性化に関する特別措置法第一条第六項 (定義)に規定する準特定地域における一般乗用旅客自 動車運送事業の供給輸送力を増加させる事業計画の変 更の認可で財務省令で定めるもの	一件につき五千円	五千円
ロ (三) 道路運送法第四十三条第一項(特定旅客自動車 運送事業)の特定旅客自動車運送事業の許可	一件につき三万円	三万円
四) 貨物自動車運送事業法第三条(一般貨物自動車 運送事業の許可)の一般貨物自動車運送事業の許可	一件につき十二万円	十二万円
五) 貨物自動車運送事業法第三十五条第一項(特定 貨物自動車運送事業)の特定貨物自動車運送事業の許 可	一件につき六万円	六万円
百二十五の二 タクシーの運転者に係る登録実施機関の登録		認可件数
タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第 七十五号)第十九条第一項(登録実施機関の登録)の登 録(更新の登録を除く。)	許可件数	一百件
百二十五の三 自家用有償旅客運送者の登録		認可件数
(注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七 条の十八第一項(道路運送法の特例)(同法第二十九条の九 (鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用)において準用する場合 を含む。)又は第二十九条の七第一項(道路運送法の特例) の規定により自家用有償旅客運送者の登録又は変更登 録を受けたものとみなされる場合における同法第二十七 条の十五第二項(地域公共交通利便増進実施計画の認定) 同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法 第二十九条の九において準用する場合を含む。)の規定によ り地域公共交通利便増進実施計画の認定又は同法第二 十九条の四第六項(交通手段再構築実証事業計画の作成) 同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による 交通手段再構築実証事業計画の公表は、当該登録又は変 更登録とみなす。	一百件につき九万円	九万円
(一) 道路運送法第七十九条(登録)の自家用有償旅 客運送者の登録(政令で定めるものに限り、更新の登 録を除く。)		許可件数
(二) 道路運送法第七十九条の七第一項(変更登録等) の変更登録(政令で定めるものに限り、更新の登 録を除く。)	一件につき一万円	一万円
百二十六 自家用自動車の有償貸渡しの許可 道路運送法第八十条第一項(有償貸渡し)の規定によ る自家用自動車の貸渡しの事業の許可(政令で定める ものを除く。)		一件につき九万円

百二十七 運河開設の免許

運河法（大正二年法律第十六号）第一条（免許）の規定による運河の開設の免許

百二十七の二 港湾の技術基準対象施設に係る登録確認機関の登録（更新）の登録を除く。）

免許件数	一件につき十五万円
登録件数	一件につき九万円

百二十八 船舶の製造事業等に係る施設又は設備の新設等の許可

（注）造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十三条（施設等の新設等の許可の特例）の規定により船舶の製造若しくは修繕に係る施設の新設、譲受け若しくは借受けの許可又は船舶の製造若しくは修繕に必要な設備の新設、増設若しくは拡張の許可を受けたものとみなされる場合における同法第十二条第一項（事業基盤強化計画の認定）の規定による事業基盤強化計画の認定又は同法第十二条第一項（事業基盤強化計画の変更等）の規定による事業基盤強化計画の認定又は、これらの許可とみなす。

（一）造船法第二条第一項（施設の新設等の許可等）の規定による船舶の製造又は修繕に係る施設の新設、譲受け又は借受けの許可（当該許可を受けている者が当該許可に係る施設について受けるもの及び一時的な需要のために行う許可で財務省令で定めるものを除く。）

（二）造船法第三条第一項（設備の新設等の許可等）の規定による船舶の製造又は修繕に必要な設備の新設、増設又は拡張の許可（当該設備に係る拡張の許可で政令で定めるもの及び一時的な需要のために行う許可で財務省令で定めるものを除く。）

百二十九 小型船造船業者の登録

（登録）の規定による小型船造船業者の登録

（登録）の規定による船舶等に係る登録検定機関、登録検査確認機関、船級協会若しくは登録検査機関の登録

（注）海上運送法第三十九条の二十二（船舶安全法の特例）又は造船法第十四条（船舶安全法の特例）の規定により遠隔支援業務に係る事業場の認定を受けたものとみなされる場合における海上運送法第三十九条の二十第四項（特定船舶導入計画）の規定による特定船舶導入計画の認定若しくは同条第五項の規定による特定船舶導入計画の変更の認定又は造船法第十二条第一項（事業基盤強化計画の認定）の規定による事業基盤強化計画の認定若しくは造船法第十二条第一項（事業基盤強化計画の変更等）の規定による事業基盤強化計画の変更の認定は、当該事業場の認定を除く。）

（二）船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二（事業場の認定）の製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）

申請件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）
登録	（更新の登録を除く。）

（二）船舶安全法第六条ノ三（事業場の認定）の整備に係る事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）

（三）船舶安全法第六条ノ四第一項（事業場の認定）の遠隔支援業務に係る事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）

（四）船舶安全法第六条ノ五第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

（五）船舶安全法第六条ノ六（登録検査確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

（六）船舶安全法第八条（船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）

（七）船舶安全法第二十八条第五項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

（八）船舶安全法第二十九条ノ三第二項（証書の発給を行う船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）

（九）船舶安全法第二十九条の四十九第一項（船舶安全法の準用）において準用する船舶安全法第六条ノ二（事業場の認定）の認定（財務省令で定めるものを除く。）

（一）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三（事業場の認定）の認定（財務省令で定めるものを除く。）

（二）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三（事業場の認定）の認定（財務省令で定めるものを除く。）

（三）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第二十条第一項（事業の許可及び届出）の廃油処理事業の許可

（四）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の二第四項（登録確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

（五）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）

申請件数	一件につき九万円（既に（二）に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）
登録件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）
登録件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）

申請件数

（二）船舶安全法第六条ノ三（事業場の認定）の整備に係る事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）

（三）船舶安全法第六条ノ四第一項（事業場の認定）の遠隔支援業務に係る事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）

（四）船舶安全法第六条ノ五第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

（五）船舶安全法第六条ノ六（登録検査確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

（六）船舶安全法第八条（船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）

（七）船舶安全法第二十八条第五項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

（八）船舶安全法第二十九条ノ三第二項（証書の発給を行う船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）

（九）船舶安全法第二十九条の四十九第一項（船舶安全法の準用）において準用する船舶安全法第六条ノ二（事業場の認定）の認定（財務省令で定めるものを除く。）

（一）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三（事業場の認定）の認定（財務省令で定めるものを除く。）

（二）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第二十条第一項（事業の許可及び届出）の廃油処理事業の許可

（三）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の二第四項（登録確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

（四）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）

申請件数	一件につき九万円（既に（二）に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）
登録件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）
登録件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）

(六) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第一項(船級協会の登録)の船級協会の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
(七) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項(船級協会の登録)の船級協会の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
(八) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ五第一項(登録検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
(九) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第一項(登録検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
百三十一 船舶保安規程の審査等に係る船級協会の登録	登録件数
百三十二 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)第二十条第一項(船級協会の登録)の船級協会の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
百三十三 船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録	登録件数

（三）海上運送法第一十一条第一項（旅客不定期航路事業の許可）の旅客不定期航路事業の許可（更新の許可を除く。）	登録件数
(四) 海上運送法第三十二条の二十六(登録安全統括管理者講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
(五) 海上運送法第三十二条の四十第一項(登録運航管理者講習機関の登録)の登録(運航管理の登録(更新の登録を除く。))	登録件数
百三十四 港湾運送事業の許可	登録件数
（一）港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第四条（許可）の規定による港湾運送事業の許可	登録件数
（二）一般港湾運送事業の許可	登録件数
（三）はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可	登録件数
（四）検査事業の許可、鑑定事業の許可又は検量事業の許可	登録件数
百三十五 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第三条第一項（登録）の内航海運業の登録	登録件数
百三十六 船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条第二項（海技免許講習の登録）の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
（二）船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条の二第三項第三号（海技免状更新講習の登録）の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
（三）船舶職員及び小型船舶操縦者法第十三条の二第一項（登録船舶職員養成施設の登録）の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
（四）船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十第一項（登録小型船舶教習所の登録）の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
（五）船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十一（操縦免許証更新講習の登録）において準用する同法第七条の二第三項第三号の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
（六）船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二十五（登録特定操縦免許講習機関の登録）の登録特定操縦免許講習機関の登録(更新の登録を除く。)	登録件数

（三）海上運送法第一十一条第一項（旅客不定期航路事業の許可）の旅客不定期航路事業の許可（更新の許可を除く。）	登録件数
(四) 海上運送法第三十二条の二十六(登録安全統括管理者講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
(五) 海上運送法第三十二条の四十第一項(登録運航管理者講習機関の登録)の登録(運航管理の登録(更新の登録を除く。))	登録件数
百三十四 港湾運送事業の許可	登録件数
（一）港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第四条（許可）の規定による港湾運送事業の許可	登録件数
（二）一般港湾運送事業の許可	登録件数
（三）はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可	登録件数
（四）検査事業の許可、鑑定事業の許可又は検量事業の許可	登録件数
百三十五 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第三条第一項（登録）の内航海運業の登録	登録件数
百三十六 船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条第二項（海技免許講習の登録）の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
（二）船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条の二第三項第三号（海技免状更新講習の登録）の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
（三）船舶職員及び小型船舶操縦者法第十三条の二第一項（登録船舶職員養成施設の登録）の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
（四）船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十第一項（登録小型船舶教習所の登録）の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
（五）船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十一（操縦免許証更新講習の登録）において準用する同法第七条の二第三項第三号の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
（六）船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二十五（登録特定操縦免許講習機関の登録）の登録特定操縦免許講習機関の登録(更新の登録を除く。)	登録件数

			登録件数	一件につき九万円
(七) 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律(平成三年法律第七十五号)附則第三条(電子通信移行講習の登録)の登録(更新の登録を除く。)				
(二) 水先法第五条第一項第二号(登録水先人養成施設の登録)(更新の登録を除く。)			登録件数	一件につき九万円
(二) 水先法第十条第三項(水先免許更新講習の登録)の登録(更新の登録を除く。)			登録件数	一件につき九万円
百三十六の二 水先人に係る登録水先人養成施設又は水先免許更新講習の登録			登録件数	一件につき九万円
百三十七 船員派遣事業の許可			登録件数	一件につき九万円
(注) 海上運送法第三十六条(船員職業安定法の特例)の規定により船員派遣事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第三十五条第三項(日本船舶・船員確保計画)(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による日本船舶・船員確保計画の認定は、当該許可とみなす。				
十五条第一項(船員派遣事業の許可)の船員派遣事業の許可(更新の許可を除く。)			登録件数	一件につき九万円
百三十七条の二 船員の労働条件等に係る登録検査機関の登録			登録件数	一件につき九万円
船員法(昭和二十二年法律第二百号)第一百条の二第一項(登録検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)			登録件数	一件につき九万円
百三十八 空港等若しくは航空保安施設の設置の許可			登録件数	一件につき九万円
(一) 航空法第三十八条第一項(空港等又は航空保安施設の設置)の規定による空港等又は航空保安施設の設置の許可			登録件数	一件につき九万円
イ 空港等の設置の許可			登録件数	一件につき九万円
ロ 航空保安施設の設置の許可			登録件数	一件につき九万円
(二) 航空法第二十条第一項(事業場の認定)の事業場の認定(財務省令で定めるものを除く。)			登録件数	一件につき九万円
(三) 航空法第一百条第一項(許可)の航空運送事業の許可			登録件数	一件につき九万円
(四) 航空法第二百三十三条第一項(航空機使用事業の許可)の航空機使用事業の許可			登録件数	一件につき九万円
(五) 航空法第二百二十九条第一項(外国人国際航空運送事業)の規定による旅客又は貨物を運送する事業の許可			登録件数	一件につき十五万円
百三十八の二 無人航空機検査に係る登録検査機関の登録又は無人航空機操縦者技能証明に係る登録講習機関若しくは登録更新講習機関の登録			登録件数	一件につき九万円
(二) 航空法第二百三十二条の二十四(登録検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)			登録件数	一件につき九万円
(二) 航空法第二百三十二条の六十九(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)			登録件数	一件につき九万円

(三) 航空法第百三十二条の八十二（登録更新講習機関の登録（登録の登録）の登録更新講習機関の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

円 一件につき九万

(三) 航空法第三百三十二条の八十二(登録更新講習機関の登録(更新の登録を除く。))		一件につき九万円
(一) 貨物利用運送事業法第三条第一項(登録)の第一種貨物利用運送事業の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 貨物利用運送事業法第七条第一項(変更登録等)の変更登録(同法第四条第一項第四号(登録の申請)の利用運送に係る運送機関の種類若しくは利用運送の	登録件数	一件につき一万五千円

(二) 気象業務法第十九条第一項（変更認可）の予報 業務の範囲の変更の認可（同法第十八条第一項第四号 （許可の基準）の予報の業務又は同項第五号の地震動、 火山現象若しくは津波若しくは同法第十七条第二項の 土砂崩れ、高潮、波浪若しくは洪水のうちいずれかの 予報の業務を新たに行うために受けるものに限り、既 に同法第十八条第一項第四号の予報の業務の許可を受 けている者が当該許可の範囲に含まれてない同号の 予報の業務を新たに行うために受けるものと除く。） (三) 気象業務法第二十六条第一項（無線通信による無 線通信による発表の業務の許可 資料の発表）の規定による気象の観測の成果に係る無	認可件数
(四) 気象業務法第三十二条の二第一項（測定能力の 認定）の規定による認定測定者の認定	認定件数
(五) 気象業務法第九条第二項（登録検定機関の登録） の登録（更新の登録を除く。）	登録件数
(二) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第 一項（建設業の許可）の国土交通大臣がする建設業 (同法別表第一の下欄に掲げる建設業をいう。以下 (一)において同じ。)の許可（更新の許可及び次の区 分ごとに他の建設業について既に国土交通大臣の許可 がされている場合における許可を除くものとし、二以 上の建設業について同時に国土交通大臣の許可がされ る場合には、次の区分ごとにこれらの許可を一の許可 とみなす。）	許可件数
百四十四 建設業の許可又は監理技術者に係る講習の登録若しくは建設業者に係る講習の登録若しくは建設業者に係る登録経営状況 分析機関の登録	登録件数
(二) 建設業法第三条第一項第一号に掲げる者に係る同 項の許可 ロ 建設業法第三条第一項第二号に掲げる者に係る同 項の許可	許可件数
(二) 建設業法第二十六条第五項（講習の登録）の登 録（更新の登録を除く。）	登録件数
(三) 建設業法第二十七条の二十四第一項（登録経営 状況分析機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数
百四十五 工場において製造する浄化槽の型式の認定 (一) 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十 三条第一項（認定）の規定による工場において製造す る浄化槽の型式の認定（更新の認定を除く。）	認定件数
(二) 不動産の鑑定評価に関する法律第二十二条第一 項（不動産鑑定業者の登録）の規定により国土交通大 臣がする不動産鑑定業者の登録（更新の登録及び同法 第十五条（登録）の不動産鑑定士が受ける登録を除く 。）又は同法第二十六条第一項第二号（登録換え）の登 録換えに係る登録（同法第十五条の不動産鑑定士が受 ける登録を除く。）	登録件数
(二) 不動産の鑑定評価に関する法律第十四条の二 (実務修習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数
百四十七 宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士に係る登録講習機 (一) 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十 六号）第二条第一項（免許）の国土交通大臣がする宅 地建物取引業の免許（更新の免許を除く。） (二) 宅地建物取引業法第十六条第三項（登録講習機 関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数
百四十八 積立式宅地建物販売業の許可 (一) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七 年法律第百八十四号）第三条（積立式宅地建物販売業の許可）の規定に より国土交通大臣がする積立式宅地建物販売業の許可 百四十九 前払金保証事業の登録	登録件数
百五十 不動産特定共同事業の許可若しくは不動産特定 不動産特定共同事業の登録若しくは小規模不動産特定 共同事業の種別の変更の認可又は小規模 (二) 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七 号）第三条第一項（不動産特定共同事業の許可）の規 定により主務大臣がする不動産特定共同事業の許可 (二) 不動産特定共同事業法第九条第一項（変更の認 可）の規定により主務大臣がする変更の認可（同法第 五条第一項第七号（許可の申請）の不動産特定共同事 業の種別の増加に係るものに限る。）	認可件数
(二) 净化槽法第十三条第二項の規定による外国の工 場において製造する浄化槽の型式の認定（更新の認定 を除く。）	認定件数
百四十六 不動産鑑定業者の登録若しくは登録換えに係る登録又は不動産鑑定士に係る実務修習 (一) 不動産の鑑定評価に関する法律第二十二条第一 項（不動産鑑定業者の登録）の規定により国土交通大 臣がする不動産鑑定業者の登録（更新の登録及び同法 第十五条（登録）の不動産鑑定士が受ける登録を除く 。）又は同法第二十六条第一項第二号（登録換え）の登 録換えに係る登録（同法第十五条の不動産鑑定士が受 ける登録を除く。）	登録件数
百四十七 宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士に係る登録講習機 (一) 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十 六号）第二条第一項（免許）の国土交通大臣がする宅 地建物取引業の免許（更新の免許を除く。） (二) 宅地建物取引業法第十六条第三項（登録講習機 関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数
百四十八 積立式宅地建物販売業の許可 (一) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七 年法律第百八十四号）第三条（積立式宅地建物販売業の許可）の規定に より国土交通大臣がする積立式宅地建物販売業の許可 百四十九 前払金保証事業の登録	登録件数
百五十 不動産特定共同事業の許可若しくは不動産特定 不動産特定共同事業の登録若しくは小規模不動産特定 共同事業の種別の変更の認可又は小規模 (二) 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七 号）第三条第一項（不動産特定共同事業の許可）の規 定により主務大臣がする不動産特定共同事業の許可 (二) 不動産特定共同事業法第九条第一項（変更の認 可）の規定により主務大臣がする変更の認可（同法第 五条第一項第七号（許可の申請）の不動産特定共同事 業の種別の増加に係るものに限る。）	認可件数
(二) 净化槽法第十三条第二項の規定による外国の工 場において製造する浄化槽の型式の認定（更新の認定 を除く。）	認定件数
百四十六 不動産鑑定業者の登録若しくは登録換えに係る登録又は不動産鑑定士に係る実務修習 (一) 不動産の鑑定評価に関する法律第二十二条第一 項（不動産鑑定業者の登録）の規定により国土交通大 臣がする不動産鑑定業者の登録（更新の登録及び同法 第十五条（登録）の不動産鑑定士が受ける登録を除く 。）又は同法第二十六条第一項第二号（登録換え）の登 録換えに係る登録（同法第十五条の不動産鑑定士が受 ける登録を除く。）	登録件数
百四十七 宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士に係る登録講習機 (一) 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十 六号）第二条第一項（免許）の国土交通大臣がする宅 地建物取引業の免許（更新の免許を除く。） (二) 宅地建物取引業法第十六条第三項（登録講習機 関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数
百四十八 積立式宅地建物販売業の許可 (一) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七 年法律第百八十四号）第三条（積立式宅地建物販売業の許可）の規定に より国土交通大臣がする積立式宅地建物販売業の許可 百四十九 前払金保証事業の登録	登録件数
百五十 不動産特定共同事業の許可若しくは不動産特定 不動産特定共同事業の登録若しくは小規模不動産特定 共同事業の種別の変更の認可又は小規模 (二) 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七 号）第三条第一項（不動産特定共同事業の許可）の規 定により主務大臣がする不動産特定共同事業の許可 (二) 不動産特定共同事業法第九条第一項（変更の認 可）の規定により主務大臣がする変更の認可（同法第 五条第一項第七号（許可の申請）の不動産特定共同事 業の種別の増加に係るものに限る。）	認可件数

(三) 不動産特定共同事業法第四十一条第一項(小規模不動産特定共同事業の登録)の規定により主務大臣がする小規模不動産特定共同事業の登録(更新の登録を除く。)		登録件数	
(四) 不動産特定共同事業法第四十六条第一項(変更の登録)の規定により主務大臣がする変更の登録(同法第四十二条第一項第六号(登録の申請)の小規模不動産特定共同事業の種別の増加に係るものに限る。)		登録件数	
百五十一 マンション管理業者の登録又はマンション管理業者の登録(更新の登録を除く。)		登録件数	
(二) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十四条第一項(登録)のマンション管理業者の登録(更新の登録を除く。)		登録件数	
百五十二 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(令和二年法律第六十号)第三条第一項(登録)の賃貸住宅管理業者の登録(更新の登録を除く。)		登録件数	
百五十三 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二年法律第六十号)第三条第一項(登録)の賃貸住宅管		登録件数	
百五十四 测量業者の登録又は測量士に係る登録養成施設の登録(登録の登録を除く。)		登録件数	
(一) 测量法第五十五条第一項(測量業者の登録)の測量業者の登録(更新の登録及び同法第四十九条第一項(測量士及び測量士補の登録)の測量士が受ける登録を除く。)		登録件数	
(二) 測量法第五十条第三号又は第四号(登録養成施設の登録)の登録(更新の登録を除く。)		登録件数	
百五十五 広告物等の表示に係る業務主任者に係る登録試験機関の登録(登録の登録を除く。)		登録件数	
(一) 建築士法第十一条の三第一項第一号(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)		登録件数	
(二) 建築士法第二十二条の二(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)		登録件数	
(三) 建築士法第二十四条第二項(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)		登録件数	
(一) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項(登録住宅性能評価機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)		登録件数	
百五十六 一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の十一条第一項(一般廃棄物の広域的処理に係る特例)の一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的な処理の認定(当該処理の内容に関する事項の変更の認定で財務省令で定めるものに限る。)		登録件数	
(二) 一般廃棄物又は産業廃棄物の処理に係る変更の認定(当該処理の内容に関する事項の変更の認定で財務省令で定めるものに限る。)		登録件数	
百五十七 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成二十四年法律第五十七号)第十条第三項(再資源化事業計画の認定)の規定による再資源化事業計画の認定(当該処理の内容に関する事項の変更の認定で財務省令で定めるものに限る。)		登録件数	
(二) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十一条第一項(再資源化事業計画の変更等)の規定による再資源化事業計画の変更の認定		登録件数	

十 社 会 福 祉 法 人	九 の 二 自 動 車 安 全 運 転 セ ン タ ー	九 国 民 年 金 基 金 連 合 会	八 国 民 健 康 保 险 組 合 及 び 国 民 健 康 保 险 團 體	七 國 家 公 務 員 共 濟 組 合 及 び 國 民 健 康 保 险 團 體	七 國 家 公 務 員 共 濟 組 合 及 び 國 民 健 康 保 险 團 體	六 更 生 保 護 法 人	六 更 生 保 護 事 業 法 (平 成 七 年 法 律 第 八 十六 号)	六 更 生 保 護 事 業 法 (平 成 七 年 法 律 第 八 十六 号)	六 更 生 保 護 事 業 法 (平 成 七 年 法 律 第 八 十六 号)	六 更 生 保 護 事 業 法 (平 成 七 年 法 律 第 八 十六 号)	六 更 生 保 護 事 業 法 (平 成 七 年 法 律 第 八 十六 号)	六 更 生 保 護 事 業 法 (平 成 七 年 法 律 第 八 十六 号)	六 更 生 保 護 事 業 法 (平 成 七 年 法 律 第 八 十六 号)
(昭和二十 九年法律 第十五 号)	自動車安全 運転センター 法(昭和 五十年法律 第五十七 号)	国民年金法 (昭和三十 四年法律第 百四十一 号)	国民健康保 险法(昭和 三十三年法 律第二百九 十号)	国家公務員 共済組合法 (昭和三十 三年法律第 百二十八 号)	国家公務員 共済組合法 (昭和三十 三年法律第 百一十九 号)	国家公務員 共済組合法 (昭和三十 三年法律第 百一十九 号)	国家公務員 共済組合法 (昭和三十 三年法律第 百一十九 号)	国家公務員 共済組合法 (昭和三十 三年法律第 百一十九 号)	国家公務員 共済組合法 (昭和三十 三年法律第 百一十九 号)	国家公務員 共済組合法 (昭和三十 三年法律第 百一十九 号)	国家公務員 共済組合法 (昭和三十 三年法律第 百一十九 号)	国家公務員 共済組合法 (昭和三十 三年法律第 百一十九 号)	
る社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取 り扱い(社会福祉法第二条第一項(定義)に規定す る)の添付があるものに限る。	第一 社会福祉法第二条第一項(定義)に規定す る社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取 り扱い(社会福祉法第二条第一項(定義)に規定す る)の添付があるものに限る。	第一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該 建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業 の用に供する土地の権利の取得登記	第一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該 建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業 の用に供する土地の権利の取得登記	第一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該 建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業 の用に供する土地の権利の取得登記	第一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該 建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業 の用に供する土地の権利の取得登記	第一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該 建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業 の用に供する土地の権利の取得登記	第一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該 建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業 の用に供する土地の権利の取得登記	第一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該 建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業 の用に供する土地の権利の取得登記	第一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該 建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業 の用に供する土地の権利の取得登記	第一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該 建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業 の用に供する土地の権利の取得登記	第一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該 建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業 の用に供する土地の権利の取得登記	第一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該 建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業 の用に供する土地の権利の取得登記	
第三欄の第一号から第四号までのい る	第三欄の第一号から第四号までのい る	第三欄の第一号から第四号までのい る	第三欄の第一号から第四号までのい る	第三欄の第一号から第四号までのい る	第三欄の第一号から第四号までのい る	第三欄の第一号から第四号までのい る	第三欄の第一号から第四号までのい る	第三欄の第一号から第四号までのい る	第三欄の第一号から第四号までのい る	第三欄の第一号から第四号までのい る	第三欄の第一号から第四号までのい る	第三欄の第一号から第四号までのい る	

十六 年 法 律 第 四 十五 号)	得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の 取得登記(第三号に掲げる登記を除く。)
二 自己の設置運営する学校(学校教育法第一 条(学校の範囲)に規定する幼稚園に限る。)の 校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の 敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直 接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の 取得登記	二 自己の設置運営する学校(学校教育法第一 条(学校の範囲)に規定する幼稚園に限る。)の 校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の 敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直 接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の 取得登記
三 自己の設置運営する保育所若しくは家庭的 保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登 記又は当該建物の敷地その他直接に保育の用 に供する土地の権利の取得登記	三 自己の設置運営する保育所若しくは家庭的 保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登 記又は当該建物の敷地その他直接に保育の用 に供する土地の権利の取得登記
四 自己の設置運営する認定こども園の用に供 する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷 地その他直接に保育若しくは教育の用に供する 土地の権利の取得登記	四 自己の設置運営する認定こども園の用に供 する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷 地その他直接に保育若しくは教育の用に供する 土地の権利の取得登記
第五 職業訓練法人で定め(政令で定め)の添付 があるものに限る。	第五 職業訓練法人で定め(政令で定め)の添付 があるものに限る。

二十四 業協同組合 連合会	農業協同組 合法	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十 一条（公的医療機関）に規定する病院若しくは 診療所、介護保険法第八条第二十八項（定義） に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二 十九項に規定する介護医療院若しくは老人福祉 法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条 の五（特別養護老人ホーム）に規定する特別養 護老人ホームの用に供する建物の所有権の取得 登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権 利の取得登記	第三欄の登記に該 当するものである ことを証する財務 省令で定める書類 の添付があるもの に限る。
---------------------	-------------	--	--